

議 事 日 程 第 2 号

平成27年6月15日（月）午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	島	貫	宏	幸	議員	4 番	小	島		一	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	相	田	光	照	議員	8 番	成	澤	和	音	議員	
9 番	中	村	圭	介	議員	1 0 番	鈴	木	藤	英	議員	
1 1 番	皆	川	真	紀	子	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員
1 3 番	島	軒	純	一	議員	1 4 番	鳥	海	隆	太	議員	
1 5 番	佐	藤	忠	次	議員	1 6 番	山	村		明	議員	
1 7 番	工	藤	正	雄	議員	1 8 番	齋	藤	千	恵	子	議員
1 9 番	海	老	名		悟	議員	2 0 番	高	橋	英	夫	議員
2 1 番	高	橋		壽	議員	2 2 番	小	久	保	広	信	議員
2 3 番	太	田	克	典	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 安 部 三十郎

副 市 長 小 林 正 夫

総務部長	須佐達朗	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	菅野紀生	健康福祉部長	堤啓一
産業部長	山口昇一	建設部長	穴戸義宣
会計管理者	神田仁	総務課長	安部道夫
財政課長	後藤利明	総合政策課長	渡辺勅孝
水道部長	杉浦隆治	病院事業管理者	芦川紘一
市立病院 事務局長	加藤智幸	教育委員会 委員長	高橋英機
教育長	原邦雄	教育管理部長	船山弘行
農業委員会 会長	伊藤精司	農業委員会 事務局長	町田和利
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	生田英紀
代表監査委員	大澤悦範	監査委員会 事務局長	宇津江俊夫

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	青木重雄
主 任	渡部真也	主 任	我妻政仁

午前 9時00分 開 議

○海老名 悟議長 おはようございます。

ただいまの出席議員21名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

日程第1 一般質問

○海老名 悟議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、政治と行政の宿命である福祉、14番鳥海隆太議員。

〔14番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○14番（鳥海隆太議員） 皆さん、おはようございます。きょうから一般質問が始まるわけです。そのトップバッターとして、一新会、鳥海隆太が壇上より質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問に入る前に、この4年間、市民の皆様は足元とともに活動してまいりました。そして、その中で期待をしてくださった市民の皆さん、そして仲間、支援者、家族、このみんなに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

このたびの私の質問は「政治と行政の命題である福祉」というようなことでありました。通告は確かに「命題」になっていたのですが、どこからか「宿命」に変わったようです。しかし、命題、そう思っずずっと来たわけなのですから、変わった文字を見ますと、宿命、これも天の啓示かというように思うくらい重要な重い言葉だなというように感じた次第でありますし、これは、この場でしっかりと政治と行政にこの福祉について質問するようというように必然的に言われたのだなというように感じた次第であります。

辞書で、辞書といいましても明鏡国語辞典とい

うのがあります。その第2版、この中で「命題」というものは何だろうかというように、「課せられた問題」というようになっております。では「宿命」というのは何だろうかというようにことを引いてみますと、「変えようがない定め」というような意味であるそうです。そしてついでに「福祉」とは何ぞやと同じ辞書で引いてみますと、「安定した生活及び社会保障」という意味になっております。

政治と行政の命題である福祉、宿命である福祉、両方でいいのですが、意味を訳して置きかえて言いますと「安定した生活及び社会保障」、これは、政治、行政にとって課せられた問題、定められた変えようのない問題であると。行政は市民から集めたいわゆる富、それを再配分、その実施を行う機関であります。富とは何かと。紛れもない税金であります。再配分とは何かと考えると、「安定した生活及び社会保障の配分」というような言葉に置きかわります。市民の皆さんに安定した生活及び社会保障を享受してもらうために政治にかかわる者は、市民の声を聞き、声を届け、行政とまた協議し、政治に携わる者同士が議論を重ね答えや方向を探っていく。行政は、その市民の声を聞きながら、案を練り確実に実施していく、また法や条例を確実に実行する機関であるわけであります。

政治と行政の命題である福祉。その安定した生活及び社会保障、すなわち福祉です。その福祉を議論する前に、最近感じたことが1つあります。

感じている方もいらっしゃるかとは思いますが、私は毎朝交通安全の活動で道路に立ったりしています。その行き交う車を見ていると、最近車の種類が変わったと思うわけでありまして、以前は乗用車、これが非常に多かったなと感じていたのですが、最近では、早朝、それも7時過ぎあたりから、早いときはもう6時半から走っているわけなのですから、福祉、介護、こういった施設の車が非常に多くなってきていると。また、

私の家の近くでもちょいちょい目にするのですが、新築される大きな建物が、事業所といいますか、そういうのが点々とあります。完成して何かなというように見ると、やはり介護施設、福祉施設、こういったものの新築が非常に多くなっています。

なぜ多くなっているのかなと一人で考えるわけなのですが、要するに高齢者の方が多くなっている。その中でも介護を必要とする方、自宅で介護ができないとそういうニーズの高まり、社会の動きだろうというように感じております。

総務省の統計局の数字が出ているのですが、65歳以上の高齢者の人口は約3,100万人です。正確に申し上げますと3,186万人というような数字です。日本の総人口、これに占める割合は約25%。25%ということは4人に1人というようなことです。今さら申し上げる必要もないかとも思うのですが、これはこのまま上昇し続けていくというようなこと。今から10年後の平成47年、これは33.4%にも上ってくると。どういうことかと。3人に1人はやはりそういうような方がふえてくる、見込まれるというようなことです。これは全国的な平均的な数値であります。

気になる米沢市はどうか、本市はどうかと見たときに、その全国的な数値よりもプラス3%ほど高い状況であると。だから、今現在28%くらいだというようなことであります。20年後は37%近い数字になると。一般的に言われている、これが少子高齢化というような現象であります。

この現実をまた別の投影面から見てみますと、労働人口、生産人口、この部分が減ってくるというような状況です。そういった人口が減ると非常に生産性が上がる。そんなわけではないですね。一般的には生産性が下がるというような方向です。そういうような見方が一般的には妥当だというように言われています。全ての産業とまでは言いませんが、この産業の中で、イノベーション、企業改革、そういったものをできる企業はそういつ

た部類には入らないのかもしれない。ですが、先ほど申し上げた結果から導き出される本市の結果、影響はどういうことかという、私が言うまでもないとは思いますが、やはり財政が厳しくなってくる。これは説明しなくても十分御理解いただけるというように思います。

民間の会社に置きかえて考えてみますと、先ほど言った状況ですね、税収が下がってくるとこういったのを民間の会社に置きかえて考えてみるとどういうことかと。前提として、会社を維持するために売り上げは上げるか維持するかというような前提をすると、売り上げが下がる、右肩下がりです。将来的にどんどん売り上げが落ち込むとそんな状況が予測できたときに、会社のとり得る行動というのは一体何なのでしょう。売り上げを上げるために、生産力を強化するか、または設備投資を行うか、できないのであれば事業を縮小する。それでもというときは、最終的には人員を削減というようなところまでいくわけでありませう。それでも間に合わなければ、あとは会社を畳むだけと。民間であつたらそういうような状況です。

このような民間の話をこの行政の中に、本市に置きかえて見るとどういふような言葉になるのでしょうか。生産力の強化とは、税収を上げるための施策の強化、そういうことになります。その設備投資とは、税収を上げるための設備に投資すること、そういうことになります。事業の縮小とはどういうことになるのでしょうか。考えられることとして申し上げますと、例えばなのですが、除雪、毎日来ていたのだけれども、入られなくなるから3分の1ぐらいに減らさせてもらうかなと。例えばごみ収集、週に何回、ほぼ毎日に近い回数入っていますけれども、これを週1回にしてみよう。また、24時間じゃないですけれども、ほぼ通年にわたって火葬場開いているわけなのですが、これを開くのを週1回にしよう。例えば道路、市道認定もうやめようと。新設もやめようと。補修も

やめようと。今までやっていたのを10分の1にしよう。そのように、例えばという例で申し上げました。このように、本市が存続できる程度の内容に抑えざるを得ないと。市民の皆さんの間ではそういった危機感がひそやかにささやかれている状況であります。

冒頭で申し上げました「政治と行政の命題、宿命である福祉」について、本市はどのように市民に対し安定した生活及び社会保障を行っていくのか。また、その福祉の特定、考え方、これを答弁を求め、壇上よりの質問とさせていただきます。

○海老名 悟議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの鳥海隆太議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のように、政治や行政の役割は市民の生命、財産を守ることが原点であり、地方自治法においても、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定されております。

市民は、生命、財産の保全、公共の福祉の向上などの達成のため「税金」という財産を自治体に信託し、自治体は、市民が安心・安全で幸せに暮らせるまちを目指し、さまざまな施策を通して行政運営を行っております。

議員が述べておられる「福祉」を実践していくには、今後ますます進む人口減少、高齢化社会に対応し持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。

このことから、今後力を入れて取り組むべき政策の1つ目としては、若い世代が安心して子供を産み育てられ、高齢者や障がい者が住みなれた地域で生きがいを感じながら暮らし続ける環境整備を行う、子育てと健康長寿を支えるまちづくりです。

2つ目は、人口定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、先端技術産業を初め本市の多

様な産業の発展とともに、新しい産業や雇用を生み出していく、人もまちも挑戦し続ける活力のあるまちづくりです。

3つ目は、本市の持つ豊かな教養を育む環境と城下町としての歴史と文化を積極的に活用し、本市の将来を担うことができ、さまざまな分野で活躍する人材が育つ、教養と文化のまちです。

4つ目は、環境に優しいまちやコンパクトなまちづくりを進め、景観等の保全、交通機関等の整備を図り、自然と都市の魅力が調和し、にぎわいと交流を促進するまちづくりです。

5つ目は、防災、防犯への備えを強化するとともに、冬期間の円滑な市民生活が送れるよう雪対策に取り組むことにより安心・安全に暮らせるまちづくりです。

6つ目は、市民一人一人の活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民要望に的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行いながら、広域的な連携を図る持続可能なまちづくりです。

いずれにしても、市民の生命、財産の保全、さらに公共の福祉の向上の達成のためには、各施策の連携を図りながら多面的かつ総合的な取り組みを具体的に行っていく必要があると考えています。

以上です。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 今の答弁をお聞きいたしますと、行政は全てにおいて福祉を行うために存在すると認識いたしました。今市長がおっしゃったことは当然であり、別に否定するものでもありません。福祉の中でいろいろおっしゃられたわけなのですが、これが妥当かどうかは別といたしまして、今、町なかで建設されている図書館、これも福祉に当たるわけかなと思います。安定した生活及び社会保障、こういう観点からするとやはり福祉に当たってくるのだらうと思います。

す。

今おっしゃった以外にももしかすると将来的に違う内容のもの、しなければいけないもの、これが発生するかもしれないのですが、最初に申し上げた、行政はやはり全てにおいて福祉を行う実行していく機関、これをもう一度確認したいのですが、いかがでしょうか。

○海老名 悟議長 安部市長。

○安部三十郎市長 結論としてはおっしゃっているようなとおりになると思います。ただ、今御質問の中に新文化複合施設の話がありましたが、先ほど答弁いたしましたように、教養と文化のまちづくりというのも、結局はそこで人が育って、人が育ってまちを支えて、まちを支えるということはどういうことかということ、福祉につながっていくということになっていきますので、そういう広い意味でおっしゃっているとおриだと思います。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 人を育てると。何のためというように考えると、やはり福祉につながるというようにありますし、やはり行政は、福祉、これを遂行していくために、市民に戻していくために行う機関であるというように感じるわけがあります。

では、その福祉、絵に描いた餅にならないようにしっかりとした計画が私は必要になってくるんじゃないかなというように思うのですが、その計画はいかがになっているのでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 本市としましては、最上位計画、3月の定例会でも議決をいただいたところでございますが、まちづくり総合計画でございます。現在の計画につきましては今年度までとなっておりますので、28年度から10年間というようにところで、基本構想・基本計画というようにところで、ある程度長期的なビジョンを見据えましてその計画を策定中でございます。9月定例会のほうにはその計画内容を議決をいただきたく上

程をさせていただく予定でございます。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 計画があるというようにことでした。ちらっと私も拝見させていただいたんですが、いろいろな計画があるようです。その計画、具体的なこのような市に持っていくとか、こういうような市を目指すというようにところがいまちはっきりわからないなというようにところがあったわけです。

そういったように計画を立てていく、そういうような認識まで持っておられますし、とすると、福祉というものは基本的に間違いなく税金で維持されているわけでありますね。その税金はどこから徴収されてくるかといいますと、やはり活動している住んでいる人、そういう人から徴収されてくるわけですね。市が市民にまず余裕がないとその税も徴収しにくくなるということなことです。その余裕がどこから生まれてくるかといいますと、やはりその納める側の所得、こういったところから生まれるわけですね。所得がどこから発生するかといいますと、やはり働いているところ、対価を得る場所というようにことになってくると思うんですね。

そういうようにずっと考えていきますと、かけ離れた話にも聞こえるわけなのですが、でも今説明したように、実は根本にはこれがある。それは何かというようにことは、やはり働く場所、そういった対価を得るために活動する場所とこういったところが必要になってくると私は思うわけでありまして、そこまでは計画には入っているのか。また、入っているとしたら具体的にどのような部分を目指していくのかと、その部分をお聞きしたいと思います。これは、やはり市民の福祉、これを確実に実行するため。まさか当局のほうで鉛筆なめなめ書いているとそういうようには思いませんが、市の役割自体が福祉というように認識をお持ちであればそこまでしっかりと書かれていることだと思うわけなので、質問し

たいと思います。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 総合計画の中におきましては、やはりさまざまな行政の柱がございまして、その一つの大きな柱については産業を振興するというものがございます。議員おっしゃるとおり、市民の方の所得というものに直接つながるといようなものでもありますし、持続可能なまちづくりをしていくための人口定住にも大きな関連を持つというようなところで、その中では、施策として米沢市の進む方向性については総合計画の中でもきちんと明記をさせていただき予定でございます。その産業振興とかになりまして個別の内容となりますと、おのおのの個別の計画にやはり委ねていくと。その中で具体策をきちんと計画を立てて、産業の中で例えばこういうものをするとかそういうような流れになるというようなところでございます。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 私は、やはり福祉、市のサービス、そういったものは全て根幹にはそういう税収の上がるところ、これが必要になってくると。逆から言うと、これがないとなかなか市が成り立っていかない。経世済民というような言葉がありますが、まさにそのとおりだというように思うわけであります。

今部長が説明を若干なさったようなのですけれども、ではお聞きしますが、その産業・商業振興、本市はどこを何に向かって持っていきたいというようにお考えなのでしょうか。なぜ聞くかといいますと、やはりいろいろなものを見ましても、以前見ましたのは工業振興計画、こういったものもありますけれども、なかなか具体的には書かれていない状況ですね。ここを具体的に書かなければいけないわけなのですが、もうちょっと踏み込んだお考えを市長でも部長でもどちらでも結構ですのでお聞かせいただきたい。

なぜなら、やはりつい最近、本市においては本

当は赤字なんじゃないか、いや黒字だというような話もあります。そういった状況の中で、やはりこれはしっかりとこの場所で聞かなければ、これから先、市民にもっと負担を与えてしまうことになる。私はそういう思いからこれを質問させていただきたいと思います。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

○山口昇一産業部長 産業振興の重要性について御質問がございました。議員おっしゃるとおり、税収を高めていくためには、やはり経済活動を活性化しながら恒常的に税収がふえていくというふうな方向性に向かっていかなければ財政状況も改善されないというふうに基本的に認識をしております。工業振興のお話もありましたが、工業振興におきましては、山形大学と連携をしながら今さまざまな、有機エレクトロニクスばかりではなくて大学が持っているさまざまなシーズをもとにして事業化の芽が幾つか出てきつつございます。そうしたものを中心にしながら、製造そのものというよりも研究開発機関、民間の企業と一体となって研究開発を行うような場を集中させていきたいというふうに考えております。

それから働く場、これは大変重要な問題でありますので、従前から申し上げておりますが、企業誘致を強力的に進めていくということと、それからそれだけにとどまらず創業、起業を支援していくことによって雇用の裾野を広げていくということがこれから求められる方向性だろうというふうに認識をしております。

それから、観光については、今国のほうでも言われておりますが、外国人の誘客体制、これを強化していくということと、それからやはり滞在型の観光、こういったもので滞在時間を長くすることによって経済的な効果をさらに高めていく、そういう観光の工夫も必要だろうというふうに考えております。

それから、東北中央自動車道が開通するわけありますので、これを活用した、これを好機とし

て新道の駅の構想を持っていますが、こうした取り組みによって市内の経済との連携によって活性化を図っていくというふうな方途についてもこれは具体的に検討を進めていかなければいけないというふうに考えております。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 若干具体的な答弁だったわけなのですが、やはり本市においては研究機関、山大工学部なりそういったところと手を携えていくというようなことは、これは必然的なことというように考えるわけです。

世の中の流れを見ますと、労働集約型、こういった業というのはだんだん成り立たなくなっている。でも、中には海外から戻ってきているというような仕事もこの本市においては存在するわけでありまして。こういった部分をどうやって伸ばしていくか。また、先ほど出たいわゆるイノベーション企業、こういった産業をどうやって育てていくのか。例えば世界的な企業であるアップル、りんごのマーク、コンピューターのですが、この会社自体では生産拠点は持っていないわけですね。外部委託していると。アウトソーシングということなのですが、ではアップル自体は何をやっているのかというと、やはり研究開発なわけなんですね。そういった世界的な企業、日本の中にもたくさんあるわけなのですが、そういった研究開発こそが、やはり本市米沢市において生き残っていくものの一つなのかなというように感じるわけでありまして、これは本市でもどんどん研究していただきたいなと思うところです。

あと、また産業で隆盛を図っている、隆盛があるところというところやはりエネルギー産業ですね。エネルギーといっても、じゃあ米沢は何があるんだというようなところなんです、それはいろいろと考えていかなければいけないことだというように思います。全く考えないのではなくて、やはりそういう芽があればどんどんいろいろなことを進めるべきかなと。起業を促進させると。そ

ういったものをどんどん市民の中でもそういった気持ちを持ってもらうように方向性をつくってあげなければいけないというように思うわけでありまして。

また、以前は基幹産業でありました米織という産業があります。大分小さくなってきています。私の家の近くにもいろいろ何軒かあったわけなのですが、姿を消したりいたしました。姿を消しただけではなく、米織の中の技術も消えてしまうわけですね。これはもう何百年と続いてきたものに対しては非常にもったいないなと感じる次第でもありますし、その業界の中にもこれをどうにか継承させたいというような思いもあるようです。ちょっと新しくはない産業かもしれませんが、地場産業であるこの米織、これをうまく守ってこそ、次に開ける道も出てくるのではないかなというように感じる次第であります。

つい最近では鶴岡のスパイバーとか繊維の新しい形が出て操業し始めたわけなのですが、それに追いつけ追い越せというようなことを目指して、ぜひまず米織の技術の集積を図ったらいかがかなというように思うわけでありまして、かつその技術の集積が図れる場所があれば研究開発も同時にできて、もしかするとそこから新しい芽が生み出されるそういった可能性も私はあるのではないかと。また、業界の中からもそういう話も少なからずやあるというように考えます。いわゆる技術の伝承センターとか研究開発センターとも言えるべきもの、これが米沢の将来の一端というように形になるのではないかなというように思います。

世界的な経済の学者、ピーター・ドラッカーという人がおります。このピーター・ドラッカーが簡単に富をふやす方法という話をしておりまして。方法は3つ、ないし4つ、5つあるかもしれないのですが、まず3つ。1つは、資源を生かしていくこと。1つは、知識を生かしていくこと。1つは、技術を生かしていくこと。これを生かし

ていけば富はふやせるというようなことを言っておられました。

そういう観点から言っても米沢で工学部、これを生かすことは理にかなっているというように思うわけでありまして、先ほど申し上げた米織の技術の集積なんかはうってつけじゃないかなというように考えるわけでありまして、いかがでしょうか。こういった提案をしているわけなのですが、けれども、まずはどんな形でもいいから技術を集積していく。どんな業でもそういう場所があれば将来的な展望が開けるわけでありまして、いかがでしょうか。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

○山口昇一産業部長 議員おっしゃるように、米織については、米沢の基幹産業として長い伝統を持っているわけでありまして。ただ、伝統だけではなくて多種多様な工程における技術がございます。一つのその技術伝承センターの建設をというふうな御提案でありましたが、これについてはなお検討させていただくことになろうかというふうに思いますが、1つとしては、地域内、さまざまな米織関係の工程の技術、しっかりしたものがあがりながら、それが一つの一貫生産、域内一貫生産というところまでなかなかいかないというふうなところも一つ大きな課題なのではないかなというふうに捉えております。そういう動きが活発化してくる、そういう仕組みづくりができ上がってくれば、またもう一度米織に対する注目度といいますか、そういうものも変わってくるのではないかなというふうなことも考えておりますので、さまざまな取り組みの手法について研究をさせていただきたいというふうに思っております。御提案として受けとめさせていただきます。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） 部長、何か勘違いされておるようなのですけれども、この現状、黒字、黒字と言っておきながら実は赤字だというような現状を我々もよく理解しているわけなのです

けれども、そういった市の財政状況の中で何としてもそれを建設しろと言っているわけではなくて、まずは、建設よりも先にそういった技術の集積、こういったものを図るのが先なんじゃないかというように申し上げているわけでありまして。市の財政状況、貯金から取り崩して賄っている。これは非常に理解しているところでありますので、その辺はお間違えのないようにしていただきたいと思いますが、御理解いただけましたでしょうか。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

○山口昇一産業部長 わかりました。建設投資というふうな話ではなくて、米織のそれぞれの技術を振興できるようなそういう取り組みを今後とも継続をしながら、技術がなくなってしまうということのないように集積を図っていききたいというふうに思っております。

○海老名 悟議長 鳥海隆太議員。

○14番（鳥海隆太議員） なぜその技術が先に必要なのか申し上げますと、産業、何でもそうなのですけれども、やはり物に人が集まってくるのではなくて、そういった知識に人が吸い寄せられてくるというように私は思うわけでありまして、簡単な話、研究者が人より卓越した技術を開発したと、そういうようなものがあれば企業なりいろいろなものがどんどん、その技術を習得したいな、また吸収、役立てたいなというようなことをどんどんマグネット効果みたいなので集まってくるわけなんですね。これは世界的に見ても、この日本国内においても同じでありまして、これの最たるものが産業クラスターというようなものだと思うわけでありまして、だからこそそういった知識をまず集中、まとめるべきだと、技術を集約させるべきだというように申し上げているわけでありまして。

そういった産業の振興が進めば、集積が図られればそこに人が集まってくるわけですから、少子高齢化はストップしますと、そこまでは言いませ

んけれども、若干のブレーキ効果というようなものが出てくるのではないかなというように思いますし、また若い人にとっても選択肢というようなもの、未来があらわれてくるわけですから、今まで東京に未来を求めていた、大都市に未来を求めていた人たちの若干が米沢市においても未来を求め始めるのではないかなということであります。

最初は質問内容を通告でお伝えしたのが「政治行政の命題である福祉」というようなことでありました。やはり福祉を守るというようなことはどういうようなことかと。福祉というものは、社会保障だったり、安定した生活、こういったものを申し上げたわけなのでありますが、それがやはり行政の全てでありますし、政治もそこに向かっていかなければいけないというように思うわけでありまして、やはりそれを維持するためには何が必要なのかと。やはり足元の土台がしっかりしていないと支える人たちがしっかりしていないと上で掲げた福祉が崩れてしまう。こういったところから産業の話までさせていただいたわけであります。

将来的に非常に税収なりそういったものが厳しいというようなところは十分わかるわけなのでありますが、この間、広報でもおっしゃったように、この数年間の間でそういった目鼻をはっきりとつけなければ非常に大変なことになると。黒字、黒字が赤字、赤字になってしまうと。もう黒字であるというようなことが通らなくなってしまうというように私は考えて、やはりこの時期に、この福祉という言葉を切り口として本市の足元をしっかりと固めてもらう必要があると、そういったところから質問に至ったわけであります。この質問中の中で提案もさせていただきましたので、どうかその辺を当局の皆さんはお酌み取りいただいて、今、市民にとって何が必要なのか、こういったところをはっきりと明確に示しながら考えていただきたい。そういったことであれば、

我々も一生懸命知恵を絞りながら、汗をかきながら進んでまいりたいとそういう気持ちになると思います。

今回の一番最初の質問は福祉というようなものを切り口とさせていただきました。次回は福祉ではないかもしれませんがまたそのような観点から、市の行く末を思うというような観点から根幹にかかわる質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○海老名 悟議長 以上で14番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 9時49分 休 憩

~~~~~

午前10時00分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、統一地方選挙を振り返って、16番山村明議員。

〔16番山村 明議員登壇〕（拍手）

○16番（山村 明議員） おはようございます。

またこの壇上に戻ってくることができてほっとしております。皆さん、新選良として新たに議席を得られた方、そして引き続き議席を得られた方、いろいろおられると思いますが、今回は我々にとって一番かかわりの深い選挙についてをちょっと通告をしてみました。

第18回統一地方選挙が4月に終わりました。選挙管理委員会の皆様初め当局の皆様、大変御苦労さまでした。これからは選挙の統計やデータ整理や記録の作成に入っておられまだお忙しい中ではありまじょうが、忘れないうち余韻が残っているうちに選挙への質問をさせていただこうとい

うふうに思ったところであります。

参議院の選挙制度の見直しが、1票の格差是正問題があり、来年の参議院選挙を控えいよいよ成案を得なければならなくなってきましたが、少々の手直しでは済まない大きな議論に立っていることを改めて感じざるを得ません。

日本創成会議から出された人口減少等、自治体の消滅可能性の問題が、それぞれの自治体の将来可能性について、統一地方選挙が率直な意見交換を行う機会だったのではないのでしょうか。

地方では人口の高齢化と若者の減少が進み、それを長期的な視点から自治体の将来展望の根幹にかかわる問題と捉えなければなりません。人口問題や社会保障制度、そして消滅可能性のある自治体が過半数に近いというショッキングな指摘がなされ、地方自治や地方分権が何だったのか厳しく問われる中での統一地方選挙だったのではないのでしょうか。

米沢市の市議会議員の新選良を地域別に見ますと、市街地では、北部地区4名と最多であり、南部地区はおられない。中部2名、西部3名、東部2名であり、周辺では松川地区2名、上郷地区2名、窪田地区2名で、山上地区と六郷地区にはおられない。ほか7地区は1名ずつという状況になっております。

質問に入ります。

#### (1) 立候補について。

立候補できる被選挙権者となれる条件とは何なののでしょうか。昨年12月14日に行われました第47回衆議院選挙に立候補されて、その後このたびの県議会議員選挙に立候補された方がおられましたが、対して、このたびの県議会議員選挙に出られた方が続いて行われた市議会議員選挙に出ることはできたのかどうか。立候補のできる場合と立候補できない場合があるようですが、どのようになっているのかお伺いします。

#### (2) 公共施設の利用について。

選挙告示後に本市の各地区コミュニティセンタ

ーなどの公共施設を使って個人演説会などを催すときは、開催の2日前までに選挙管理委員会に申し出なければならないとなっていたと思いますが、さらに公共施設などの利用の申し込み予約は選挙告示後でないと予約できないのではないのでしょうか。どうも我々立候補する側からするとふぐあいを感じますが、どうでしょうか。

#### (3) 投票について。

本市の投票所の箇所数と近年のその推移と、本市の有権者数の近年の推移をお聞きいたします。

このたびの市議会議員選挙における投票数と投票率はどんな状況だったのでしょうか。

それから、期日前投票と夜間の投票率について質問をいたします。

#### (4) 開票について。

投票と開票の従事者は何名ぐらいの職員の方が携わっておられるのでしょうか。

今回の投票総数は4万366票、そして有効投票が3万9,902票だったというふうに思いますが、法定得票と供託金返還について、今回の米沢市議会議員選挙での法定得票のラインと供託金返還の得票ラインは何票だったのでしょうか。

#### (5) 欠員による補欠選挙と繰り上げ補充について。

欠員による補欠選挙と繰り上げ補充の規定と、その兼ね合いはどうなっているのかお伺いをします。

#### (6) 有権者年齢の引き下げがもたらすものは。

平成19年に憲法改正のための国民投票法で投票権を18歳以上としたことによると見られますが、選挙権を18歳に引き下げられる見通しで、来年夏の参議院選挙から適用されそうな状況であります。世界の国の投票年齢は、マレーシア21歳、日本20歳、ブラジル16歳、イラン15歳とありますが、世界の9割の国と地域では18歳が大勢であります。若い世代が政治について真剣に考える契機となるのではないのでしょうか。

これから社会保障の負担を担う若い世代の声を

政治はもっと酌み上げる必要があり、社会保障、雇用、子育てなど若い世代が絡む課題は多いのであります。また、成人年齢との兼ね合いということでは、飲酒、喫煙、そして親の同意なしでローン契約ができるようになれば悪徳商法の標的とされる危険性も指摘されなかなか難しい問題でありますが、市当局としてはどのように受けとめ、どのように考えておられるのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○海老名 悟議長 小林選挙管理委員会委員長。

〔小林 栄選挙管理委員会委員長登壇〕

○小林 栄選挙管理委員会委員長 市の選挙管理委員会委員長をお引き受けしております小林栄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、選挙管理委員会を代表して、ただいま御質問ありました山村明議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、立候補できる要件についてであります。市議会議員選挙の場合必ず備えていなければならない条件として、1つ、日本国民であること、2つ、選挙期日現在、年齢満25年以上であること、3つ、本市に引き続き3カ月以上住所を有する者であることが挙げられます。

また、次に申し上げる事項のうち1つでも当てはまった場合選挙権を失う条件があり、1つは、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者。例えば刑務所に収監されている者や仮出獄中の者。2つ目、公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その実刑期間とその後10年間を経過しない者またはその刑の執行猶予中の者。3つ目、選挙犯罪によって禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者。4つ目、選挙犯罪、これには政治資金規制法違反等も含みます、によって被選挙権を停止されている者。以上に該当しないことが資格要件になっております。

市長選挙の場合につきましては、ただいま申し上げました市議会議員の場合必ず備えていなければならない条件である「本市に引き続き3カ月

以上住所を有する者であること」を除いた全ての要件が必要となります。すなわち、市長については必ずしも本市の住民でなくても立候補できることになっております。

次に、県議選及び市議選への重複の立候補についてであります。このたびの統一地方選挙は平成26年11月27日に公布・施行されました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づき行われたわけですが、多数の地方選挙が同一期日に集中して行われることになるため、選挙の執行上、特別の定めが設けられております。その一つとして、臨時特例法第5条において重複立候補の禁止について規定されており、平成27年4月12日に臨時特例法の規定により統一して行われる選挙において候補者となった者は、当該選挙区の全部または一部を含む区域において同月26日に臨時特例法の規定により統一して行われる選挙における候補者となることができないとされております。

次に、公共施設使用の個人演説会の開催についてであります。公職選挙法の規定により、公営施設使用の個人演説会を開催しようとする公職の候補者は、開催期日前2日までに使用すべき施設、開催すべき日時及び公職の候補者の氏名を文書で選挙管理委員会に申し出なければならないことになっており、申し出から開催まで中1日、時間をいただくことになっております。

次に、投票所の数につきましては、平成20年9月に1カ所、田沢第3投票区の入上公民館を廃止し、現在と同じ55カ所となり、その後増減はございません。

有権者数の推移につきましては、平成13年6月2日の定時登録の7万4,189名をピークにして減少に転じ、平成26年3月2日の定時登録時には7万人を割り込み、最新のデータとなります。今月2日の定時登録においては6万9,316名となったところであります。

続いて、投票率の推移であります。山形県議

会議員選挙については、昭和58年選挙の84.91%を直近のピークとして、その後低下を続け、このたびの選挙においては55.8%となりました。

次に、米沢市議会議員選挙につきましては、このたびの選挙の投票率は59.12%であり、昭和50年選挙の90.20%を直近のピークとして、その後低下を続けている状況となっております。

それから、山村議員、途中で済みません。期日前投票の投票率も御質問でしたでしょうか。（「その辺もお願いできれば」の声あり）よろしいですか。聞かれていないのを答えたりすると大変申しわけありませんので。恐れ入ります。

次に、期日前投票の投票率でございますが、山形県議会議員選挙においては10.85%であり、米沢市議会議員選挙においては10.72%で、このたびの統一地方選挙における当日有権者数の1割を超える方が期日前投票を利用したことになります。

続きまして、夜間の投票率でございますが、山形県議会議員選挙においては、18時から19時までが3.09%、19時から20時までが2.74%であり、米沢市議会議員選挙においては、18時から19時までが3.50%、19時から20時までが2.83%で、投票時間が延長された時間帯の投票率は他の時間帯と比べて特に高いといったことはありませんが、ある程度の有権者が投票に来られている状況となっております。

次に、法定得票数についてでございますが、公職選挙法第95条第1項ただし書きにおいて、当選人の決定につき当選に必要な最小限の得票数を定めており、このたびの市議会議員選挙における法定得票数は415,645票であり、それに達しなかった候補者は1名でありました。

また、公職選挙法第93条第1項において、候補者が選挙の結果一定の得票数を得られなかった場合における供託物の没収について定めており、供託物の没収点は166,258票で、それに該当する候補者はおりませんでした。

次に、補充選挙と繰り上げ補充についてでありましたか。公職選挙法112条において、一旦有効に議員または長の身分を取得した者が欠けた場合、補欠選挙を行わないで一定の資格、要件を有する者を当選人に補充する方法を定めており、議員の欠員がその選挙の期日から3カ月以内に生じた場合は法定得票数を有する者の名から、3カ月経過後に生じた場合は同点者の中から行うというふうに定められております。

また、補欠選挙については、原則として欠員の数が議員の定数の6分の1を超えるに至ったとき行うということになっております。ただし、その例外としまして、議員の欠員数が法定数に達しない場合においても、当該選挙区を含む区域において当該選挙と関係が深い他の選挙が行われることになったときは、本来なら行われなければならない補欠選挙が行われることになり、これを便乗選挙と呼んでおります。市議会の議員の場合には、市長選挙が行われるときにそれに該当することとなります。

最後の御質問でしょうか、選挙年齢の繰り下げですね。近日中に選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案の成立が見込まれており、来年の参議院議員通常選挙から実施されることがほぼ確実となっておりますが、近年、全国的に投票率が低下し、とりわけ若い世代では顕著になっており、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることによりさらに投票率が低下するのではないかと懸念されている状況にもなっております。選挙管理委員会といたしましては、有権者の拡大は喜ばしいことと考えておりますが、一方では、低投票率への対応を十分に行っていく必要があると考えております。

本市では、これまで米沢市明るい選挙推進協議会と連携し各高校における選挙啓発講座を開催しており、平成26年度は市内全ての高校で開催することができました。今後もその実績を生かし、各高校とも連携を強め高校における選挙啓発講

座を進めていくとともに、国、県と連携し新たな啓発のあり方などの調査研究を行い、投票率の向上に努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番（山村 明議員） ありがとうございます。順次質問を続けさせていただきます。

まず、立候補についてでありますけれども、3カ月住所があることということでありましたけれども、インターネットで見ておって、今回、市会議員だったと思いますが、当選された方で、住民票は3カ月はあったのですが水道の使用料が全くゼロであったということで、何かそのことが問題視されて、これからそのことについてのいろいろ問題をどのようにしていくのかということが報道等でもされておりましたけれども、3カ月住所があるということは、では住民票があればいいということであって居住の実態等とは、今回のマスコミ報道でもその辺が取り沙汰されているようですけれども、そこに居住している実態というものとその住民票、その兼ね合いというものはどのように捉えられることになるのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 それでは、私から答弁させていただきます。

まず、住居の実態ですけれども、それと住民票のある場所が一致しているということが原則としてございます。住民票が形式的にあるといった場合でも住所の居住実態が伴わないといった場合、議員お述べのような問題が出てくるというようなことで認識しております。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番（山村 明議員） それから、ただいま答弁いただきました統一地方選挙の枠の中で、このたびの4月の県議会に出て、その後市議会に出られないという選挙法としての考え方として、統一地方選挙のくくりという中でということのあれ

だとは思うのですけれども、その考え方として、先ほど申し上げましたように、衆議院に立候補されて県議会に出るとそういうものはいいのだけども、統一地方選挙のくくりの中はだめだという、その物の考え方としての根拠というものはどのように捉えればよろしいのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 特例法でそのようになっているというふうなことでございますけれども、特例法でなぜそのような規定を設けたかにつきましては明確にこうだということはありませんけれども、いわゆる一般的に言われている内容としましては、例えば市議会議員のほうに立候補する意思をお持ちの方が、その前段行われる県議会議員のほうに立候補をまずすると。そこで選挙運動をされると。その後市議会議員に立候補されるということであると、実質的に選挙運動期間中を延ばしているような、県議の際も運動して市議でもすると二重に選挙運動ができるというふうなことになるのではないかとということが危惧されると。そういったことから、特例法では重複の立候補はだめですよというような規定を設けているというようなことで理解をしております。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番（山村 明議員） ありがとうございます。

それから、公共施設の利用については、我々いつもそうなのでありますけれども、告示をして、告示日の日曜日、月曜日の夜の公共施設の利用が、さあ、困った、どうするという話が、我々市議会議員レベルですとそんなにも問題はないのでしょうか、県議会議員やそれより大きな国会議員、知事選挙などではやはりこれが非常に大きな問題となっているようでありまして、どうもこの辺がネックかなというふうに思われます。告示日が日曜日であります、月曜日はできないと。もっとも月曜日は各コミセンなんかは休館日のとこ

ろが多いわけでありまして、その辺もそういうことなのかなというふうに思われますが、この辺、少なくとも告示日の2日前とかという規定を外せるようなあれというのは、これは国の選挙法の絡みの中で不可能ということになる状況なのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 そうでございまして、法律のほうで決まっているというようなことでございます。

まず、候補者になっていただく、いわゆる立候補の届け出が受理されてからでないとしんじみができないという部分につきましては、公平なスタート、スタート時期を合わせるといった意味合いがあるかと思っております。それから中1日あけているという部分につきましては、個人演説会場がA候補とB候補で競合するといった場合が想定できますので、そうした場合、選管と施設、あるいは候補者との調整を要するというようなことからそのような規定になっているものと理解しているところでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) かつて電子投票というものが全国的にもはやされて、米沢の市議会でも電子投票を取り入れてはどうかという課題があった時期がありますが、最近、この電子投票についてマスコミ報道等でも余り聞かなくなったという感じがするわけでありまして、電子投票についての現在の状況や米沢市の考え方、その辺についてお聞きをしておきたい。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 電子投票につきましては、これまで全国で十数カ所の自治体で実施されておりますが、電子投票システムの信頼性の問題等によりまして電子投票の廃止または休止をする自治体も出てきている状況でありますので、本市といたしましては、今のところ導入については考えていないところでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) そして投票率でありますけれども、このたび米沢の選挙では60%を切ったということで、投票率がじわじわと下がり続けてきているわけでありまして、立候補する側に魅力がないからかなという話も出てくるわけでありまして、米沢市の場合は他市町村と比較のできる投票率というのが参議院と県知事選挙であって、よく、かつては米沢は最下位であったという非常に汚名というか、山形県内の市町村の中での投票率の順位が非常に低いという時期があったわけでありまして、最近、その辺、他市町村との比較の中においての米沢市の投票率、今回も初めて60%を切って50%台になったわけでありまして、この辺の状況についてはどういう状況になっていますか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 市議選につきましては県内で6つの市において実施されております。そのうち米沢市の順位につきましては、投票率で申し上げますと5位というふうな状況でございました。国政選挙について申し上げますと、衆議院議員選挙につきましては、ここ3回ほど下から3番目というふうな状況が続いているところであります。衆議院については下から3番目でございます。参議院につきましては、平成25年の選挙につきましては下から2番目、その前の平成22年につきましては35団体中27位というふうな状況でございました。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 最下位の部門のところは辛うじて最下位ではなくなっているということを知って、選管初め当局の皆様の頑張りもあったのかなというふうに思います。

次に、開票についてでありますけれども、今回は、私の調べでは有権者数が6万8,281名、このうちの有効投票数が3万9,902票ですか、こんな数字と思っておりますけれども、実は、平成15年

の米沢市の開票作業が非常におくれまして、最終発表が午前2時30分となったときがありました。このときには183名の職員を投入して、候補者氏名読み取り機2台という当時の資料がございましたが、このときは非常に開票作業がおくれて最終発表が午前2時30分というふうになったわけがありますけれども、今回の最終の確定時間、時刻、これについては遅くはなかったようではありますが、どんな時間だったのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 0時35分確定というようなことでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) これは当局の予想どおりぐらいの時間だったのではないかなというふうに思います。

それから、選挙の投票・開票について、市役所職員の皆様方の協力体制、これはどういうものなのかなと。今の世並みからすると若い人たちは仕事や残業よりも休みが欲しいというふうな若者の声があるようでありまして、そういう点で、当日は投票作業そして開票作業をやって終了までというふうになりますと、午前6時ぐらいから各投票所の設営やら、そして開票の終了までということになりますと、今の0時35分の終了ということでもありますので、翌日の午前1時ぐらいまでかかるのではなかろうかなというふうに思いますけれども、その職員の協力体制、それからこういう長時間になりますと食事や休憩というもののとり方というのが非常に、投票者がぞくぞくと来られるというふうな時間帯を外したり、そういうところではなかなか苦慮されている面もあるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 まず、若手職員の選挙従事につきましては、積極的に引き受けてもらっているというようなことで認識をして

いるところであります。いかにせん職員数が減少している中でございますが、おかげさまで必要な人員を確保することができております。

長時間にわたる選挙でありますけれども、食事、休憩の関係でございますが、食事につきましては、議員お述べのとおり、忙しい時間帯を外しながら交代でというふうな形でとっております。休憩につきましても、交代でというようなことでどうか規定の時間数は休んでいただいているというような状況でございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 今回の確定時間が0時35分ということであったわけですが、その職員の皆様方の作業の終了、要するに「はい、帰っていいですよ」ということになった時間というものは何時ごろだったものでしょうか。

それと、開票の次の日は月曜日ということになっているわけですが、この月曜日の出勤体制というものに対しては、この開票に従事された方々についてなんかは次の日の月曜日の出勤に対しては何か配慮というか、何かあるものなのかどうか、その辺どうでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 まず、当日の職員の帰宅の時間につきましては、一律ということではなくて、選挙の流れに従いまして、票をあげ終わったということであればそこに従事した職員は帰る、次に点検が終わったといいますと点検に従事した職員が帰るということで、長時間の勤務になるべくならないようにというようなことで順次帰宅をさせているというような状況でございます。

それから、翌日の勤務体制でございますけれども、特に配慮はしていないと申しますか、通常どおりの勤務ということで対応しているところでございます。ただ、どうしても遅い時間になってという職員も中にはおりますので、そういう職員につきましては、体調の関係がありますので、年

次有給休暇を取得して休むといった場合もある  
というようなことでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 私も御支持いただいている皆様方と開票を見守ったわけでありすけれども、私も眠りについたのはたしか午前2時ぐらいだったのかなというふうに思っております。朝一番のお祝いの電話が6時半にありがたいお電話をいただきまして、やはり開票作業に従事される方も大変だったのではないかなというふうに思います。

先ほど夜間の投票率の割合が米沢市の場合ですと18時から19時のところで3.5%、19時から20時のところで2.83%という数字を頂戴いたしましたが、このような実態からすると、投票締め切り時間を1時間繰り上げて午後7時までとして、開票作業を午後8時から開始すれば1時間早く済むのではないのでしょうか。今回の選挙に当てはめると午後11時35分には最終確定票が決定するということになるわけでありす。こういった1時間繰り上げることについての考えと、1時間繰り上げると人件費で、開票従事者の日曜出勤、残業で深夜の時間帯というふうになっておりますけれども、これを1時間投票時間を繰り上げるとこの人件費等でどのくらい節約が図れることになるのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 1時間繰り上げた場合の削減についてでありますけれども、市議会議員選挙における従事者の体制で試算した場合でございますが、投・開票合わせて57万円程度の削減になるものというふうに考えております。

ただ、投票所閉鎖時刻の繰り上げにつきましては、そういうふうな経費の削減といった側面はございますものの、一方で、19時から20時に投票される方の投票の機会を奪ってしまうというふう

な可能性もございますので、期日前投票制度が浸透し当日有権者数の1割を超える方が期日前投票を利用することを考慮したといたしましても、現時点では全投票所を一律に1時間繰り上げることは慎重にならざるを得ないというように考えているところでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 開票従事者は、投票作業からすると日曜日の朝早くから開票作業の深夜遅くまでということになって、これを1時間早く終われば非常に従事者も助かるのではないかなというふうに思います。今、57万円という節約の金額が出てまいりましたけれども、我々立候補者、そしてその陣営関係者も、1時間早く終われることは、深夜の行事でもあり、健康的になり、一挙三得ぐらいになるのではなからうかなというふうに思います。

たしか投票時間の1時間繰り上げを新庄市でやっているわけで、やれないことはないというふうに思いますけれども、検討してみる価値はあると思いますが、いかがですか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 議員おっしゃったとおり、繰り上げにつきましてはさまざまな効果があるものというふうなことでは認識しているところでございます。

新庄市が確かにこのたびの統一地方選挙で1時間繰り上げというふうなことを新たに始めたところでございます。繰り上げにつきましては、法律では午後の8時までというふうになっておりますものを繰り上げることになりますので、理由が必要だということになりますけれども、県あるいは国では、一律に全投票所を1時間繰り上げることについては理屈が立たないというようなことで違法だというふうな言い方で回答を新庄市のほうにもしたというふうなことでございます。ただ、では繰り上げるか繰り上げないかの判断はどこがするのだといったときに、

それはそれぞれの選管で判断すべきものという  
ようなことであったということでございまして、  
独自の市の選管の判断で違法とは言われている  
ものの短縮をしたというふうなことでございま  
す。

全国的にもこのような形で国あるいは都道府県  
の意向には沿わない形で繰り上げているところ  
はほかにもありますので、繰り上げられないとい  
うことではなくて、選管で判断すればできるとい  
うことは間違いないところでございますけれど  
も、現時点で直ちに投票する方がいらっしゃる中  
で繰り上げるということは、現時点ではなかなか  
難しいのかなというふうに感じているところで  
ございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 選挙の投票時間の繰り  
上げ、そして全体の作業を1時間早めるためにも  
ぜひこの辺は検討していただきたいというふう  
に要望をしておきます。

次に、開票についてでありますけれども、開票  
の発表については、今は大変便利な時代になりま  
して、地元有線テレビ会社の実況放送を見ており  
ます。そのテレビ局のエリアは東置賜の2市2町  
というエリアになっておりまして、この中で、今  
回の統一地方選挙で一緒になった米沢市と川西  
町の開票状況が交互に映し出されたわけであり  
ます。

話はちょっとそれますが、日本時間で13日にカ  
ナダで行われたサッカー女子ワールドカップの  
日本対カメルーン戦の後に、山形県とゆかりのあ  
る佐々木則夫監督のインタビューが、「はらはら  
どきどきさせてしまいました」というふうなコメ  
ントがありましたけれども、どうも米沢市の開票  
もまさにはらはらどきどき開票であったのでは  
ないかなと。比較して、川西町の開票は思いやり  
開票かなというふうに思っていました。ここ  
に15分ごとの発表の経過がありますが、順調に  
票が伸びた少数の方と順調に票が伸びなかった

少し多くの方々がありました。川西町の思いやり  
開票は、前半の発表はみんな同数ずつの票数が続  
き、落選された方にも優しい開票の仕方に見えま  
した。米沢市の前半発表で票の伸びなかった方々  
ははらはらどきどきされたことではなかったで  
しょうか。予算委員会や市政協議会で鋭いきわど  
い質問を浴びせて当局をいじめていた議員さん  
方ではなかったかなとつい思っていました。  
米沢市当局の逆襲だったのではないのでしょうか。

米沢市の発表の仕方と川西町の発表の仕方の違  
いを、市当局、選管はどのように捉えておられま  
すでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 開票に当たり  
ましては、まず意図的な思いあるいは恣意的なも  
のというものは一切入っておりませんので、そこ  
は御理解をいただきたいと思います。

開票速報の際の票の出し方でございますけれど  
も、確かに議員が今おっしゃったとおり、開票の  
早い段階での速報では全員同数で発表するとい  
ったやり方、いわゆる並び票というふうに言っ  
ておりますけれども、並び票方式での発表という  
ものもございます。本市ではそれを実施していないと。  
票数も相当数あるというふうなこともございま  
すけれども、いわゆる迅速性といったことを考え  
た場合には、並び票方式はちょっと本当でないよ  
うな方式になっているのかなというふうに感じ  
ているところでございます。

今後とも正確性、迅速性といったことを重視し  
て開票に当たってまいりますので、御理解をいた  
だきたいと考えております。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 欠員による補欠選挙と  
繰り上げ補充についてでありますけれども、先ほ  
ど6分の1の欠員が生じれば補欠選挙というこ  
とでありました。3カ月以内の欠員については順  
次繰り上げということでありまして、そう  
しますと、4月26日が選挙日でありましたので、

この3カ月以内の欠員というのは7月26日ということでよろしいのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 ちょっと日数の細かいところはあれなんですけれども、基本的には議員が今おっしゃった3カ月後というふうなことでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 6分の1以上の欠員ということは、4名以上の欠員が出れば補欠選挙というふうになるわけよろしいのでしょうか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 6分の1を超えるということでございますので、5名欠員になったという段階で補欠選挙というふうに理解しております。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) 4名ではならないということ、5名以上ということですか。

○海老名 悟議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 その数を超えるに至ったときということでございますので、4を超えたときということですので、5になったときというようなことで5名欠員の場合ということでございます。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) それから、法定得票数ということでありますけれども、有効投票総数を議席数で割ってその4分の1をとったものが法定得票ということになるというルールがありますけれども、米沢市あたりでは余り問題にはならないのかなと思いますが、かつて札幌の市長選挙で法定得票数に達した候補者がおらずに再選挙になったという事例があったわけありますけれども、この辺は選挙法の改正が必要なのではないかなと私なりに思っております。

それから、6番、有権者年齢の引き下げがもたらすものは。若者の政治や選挙に対する関心を引

き出す、将来社会への展望と関心を持ってもらうということでは大変よいではありますが、先ほども当局からのお話にありましたように、若者の投票率は低い傾向にあるので、選挙年齢を引き下げると投票率がさらに下がってしまうというおそれがあるのではないかなというふうに思います。

私から見ておりますと、安部市長は殊のほか成人式に思い入れが多くて、毎回のよう成人式のやり方を試行錯誤されてきました。新成人、新有権者に多大なる関心をお持ちだからというふうに私は拝見するわけありますが、選挙権の18歳へ引き下げに対する市長の思いをお聞きしておきたいというふうに思います。

○海老名 悟議長 安部市長。

○安部三十郎市長 ここに資料があつて、世界の大勢は圧倒的に18歳からというのが現在多くなっています。そういう意味では、18歳に引き下げというのは世界の大勢に沿ったものかなというふうに思いますが、ただ、若い人たちの選挙に対する関心が薄いという傾向もありますので、そういう意味では、さらにそれが顕著になるという可能性もありますので、引き下げと同時に、やはり若い人たちが政治に関心を持つというような教育が必要だというふうに思います。

○海老名 悟議長 山村明議員。

○16番(山村 明議員) ありがとうございます。私が議員選挙でいつも思っていることは、米沢市の議会にとりましては、今、定数が24名でありますけれども、24名を選ぶという選挙なのに1票しか投じられないという矛盾を私はいつも感じておるわけありますけれども、これは選挙制度の大きなもとということでいたし方ない部分もあるのかなとも思いながら、24名も選ぶのに1票しか投じられないというところがいつも疑問に思っておりまして、不思議だなというふうに思っております。

ということで、時間ですので、私の一般質問を

これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○海老名 悟議長 以上で16番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、コミュニティセンターの建てかえ計画について外4点、15番佐藤忠次議員。

〔15番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○15番（佐藤忠次議員） おはようございます。

今回の改選で一番年長になりました。しかし、体力は若い人たちには負けますが、郷土米沢を思う気持ちは誰にも負けないと自負しております。

さて、上郷出身の偉大な哲学者高橋里美博士は「民主主義の原点は愛である」と言っております。家族愛に始まり、郷土愛、自国愛にこそ民主主義の基本があるのではないのでしょうか。

5月29日の総務文教常任委員会では、震度6の地震が来ればこの市庁舎も崩壊するだろうという耐震の調査報告がなされました。17カ所の地域コミュニティセンターのうち、最近建った松川や中部を除く15館は、避難場所として指定されておりますが、果たして本当に避難場所として適しているのでしょうか。特に上郷、窪田、田沢の3館はいつときも早い建てかえが必要かと思われま

す。

それでは、質問に入ります。

地域コミュニティセンターの建てかえ計画について伺います。

（1）建設時期はいつごろを予定しておられる

のか。

（2）国からの補助は受けられるのか。

よろしくお願いします。

次に、移ります。昨年、八幡原公園内に18ホールのパークゴルフコースを開設していただきました。ことしもシーズンになり、平日・休日を問わずいつも駐車場は満車のようです。

米沢市八幡原中核工業団地についてをお伺いします。

（1）遊水池の今後の活用についてをお伺いします。

（2）また、緑地の管理状況についてもお伺いします。

この遊水池はヘリポートの西側にあり、面積は約3ヘクタールぐらいあります。下水道の残土処理で埋め立てたものであります。6年前から始まり昨年度で大体終了したのではないかと思います。この地に佐藤・前議長は36ホールのパークゴルフ場を要望しておられましたようです。ぜひ実現していただきたい。また、堤防沿いには、山新が行っているさくら回廊事業に応募して桜の木を植えたらいかがでしょうか。御提案申し上げます。

八幡原中核工業団地には膨大な緑地があります。50年前には松林が連立していて、マツタケも豊富にとれました。今はどうでしょう。太い松の木は松くい虫で全滅です。最近ではナラ枯れが発生し、また昨年マイマイガが大量発生、その幼虫が今、緑地の広葉樹、桜、ナラ、もみじの葉を食い荒らしております。今、この緑地は、緑地でなくて枯れ地です。今冬は雪が多かったせいもあり、倒木も目立っております。今、米沢森林組合ではナラの木を買い上げ、チップに加工しているようです。老木は伐採して枯れる前に加工に回すことが緑地を守る得策かと思われま

採して桜の木を植えたらいかがでしょうかお伺いします。

次の質問に移ります。

3番目、本市重要事業要望における主要地方道米沢高畠線についてであります。

(1) 国道13号から竹井橋までの4車線化についてお伺いします。

(2) 第七中学校脇の交差点の地下歩道設置についてをお伺いします。

道の駅建設が決まり周辺の4車線化は急ピッチで進もうとしています。しかし、周辺だけでは車の停滞を招き、歩行者の安全も脅かされるのではないのでしょうか。当初計画どおり4車線は竹井橋まで、第七中学校脇の交差点の歩道は地下歩道を設置をしていただくように関係機関に強く要望していただきたい。

次に移ります。

4番、下水道事業について。

(1) 下水道工事による残土処理の計画はあるのでしょうか。

(2) 米沢浄水管理センターの未利用地についてであります。

下水道工事による残土の捨て場の予定はあるのでしょうか。平成7年に地域整備公団より無償譲渡を受けた未造成地40ヘクタール、工業用地可能面積約10ヘクタールあります。当時、道路公団では、道路整備に多額の金額を要することで公団が手を引かれまして、市に移管された土地であります。しかし、その後、海上地域と八幡原工業団地を結ぶ林道が完成しました。この林道を利用することで未造成地への進入が可能になりました。遊水池を埋め立てたように、金をかけないで、10年後、20年後を目指して下水道の残土でこの工業用地を造成しようではありませんか。

次に移ります。

米沢浄水管理センターの未利用地については、去年、硬式学童野球クラブリトルシニアより練習場として貸していただきたいとの申し出があり、

去年の暮れに国より目的外使用許可がおりたようです。リトルシニアとの契約内容はどのようなになっているのかをお聞きします。施設整備には市はどの程度支援していただけるものでしょうかお伺いします。

次に、移ります。

5番目、上郷小学校浅川分校の利活用についてお伺いします。

今年度4月から浅川分校は廃校になり、生徒たちは2台のスクールバスで本校に通っています。今後の校舎の利活用と、地元要望と当局の考えを教えてください。

浅川分校の近くには数多くの古墳群を有する戸塚山があります。米沢市も数十年かけて発掘調査をなされております。いろいろな貴重な資料も数多く出ています。貴重な遺跡品を一堂に会して見られる資料展示室に浅川分校を改装していただけないのでしょうか。また、上郷は偉大な哲学者高橋里美博士や遠藤桑珠画伯などたくさんの有名人を輩出しています。併設してお二方の記念室なども設けていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、答弁によっては質問席よりさせていただきます。

○海老名 悟議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤忠次議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市重要事業要望における主要地方道米沢高畠線についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

主要地方道米沢高畠線は、市街地と高畠町を結ぶ重要な幹線道路であります。特に、国道13号から一般県道万世窪田線（第七中学校交差点）までの区間には、（仮称）米沢中央インターチェンジが設置され、隣接して新道の駅が設置される予定となっております。東北中央自動車道の開通により交通量の増加が予想されますので、渋滞緩和を図るためにもアクセス道路としての機能を強化

する必要があるものと認識しております。このことから、国道13号から一般県道万世窪田線との交差点までの4車線化を最優先の課題と捉え、平成28年度重要事業要望書に掲載をいたしました。

御質問にありました国道13号から竹井橋までの4車線化と第七中学校交差点の地下道設置につきましては、東北中央自動車道の開通後の交通量の動向や周辺地域の状況を見た上で重要事業要望内容に追加するかどうかを検討していきたいと考えています。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 佐藤忠次議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、本市のコミュニティセンターの建てかえ計画についてお答えをいたします。

市内各地区におかれましては、コミュニティセンターを活動の拠点とし、日々、地域文化を大切にしながら活発に社会教育事業を推進し、コミュニティの形成を図られておりますことに深く感謝申し上げます。

本市のコミュニティセンターは、平成24年の中部コミュニティセンターの完成でようやく市内17地区全てに設置されたところであり、次の課題は建築年の古い施設の更新であることを認識しております。

去る5月20日には上郷地区の皆様の総意として3,406名に及ぶ署名とともに上郷コミュニティセンター改築に係る要望書を、そして6月2日には米沢市コミュニティセンター改築等検討委員会から現在のコミュニティセンターを取り巻くさまざまな課題について要望書をお預かりしたところであります。

上郷地区からは、平成24年12月に上郷コミュニティセンター改築促進期成同盟会から改築促進の要望書が提出されて以降、毎年要望書をいただいているところでありまして、改めてこのたび2

つの要望書をお預かりするに当たり、より一層着実に施設の充実を図っていく重要性を痛感したところであります。

上郷コミュニティセンターは市内では最も古い施設となり、昭和39年5月に改築された建物であることから、老朽化が著しく進み、修繕を必要とする箇所が生じるごとに個別に対処させていただきながら、地域の皆様方には大切に御利用いただいている状況であります。

議員の御指摘のとおり、コミュニティセンターを含む本市公共施設の老朽化や耐震化の問題など、安心・安全な公共施設の整備につきましては、本市全体の重要な課題となっているところであります。

これらの課題を解決していくには多額の費用を要することが明らかであり、今後の財政運営の見通しや市民ニーズ、重要度等を考慮し、全庁的な体制で検討を重ね計画を策定することが必要であると考えております。

現時点におきましてはコミュニティセンター施設の改修等について具体的な実施年度をお示しすることができないところでありますが、地区の皆様様の御期待に応えられるよう、平成28年度を初年度とする新総合計画において計画が早期に組み込まれるよう今後とも努力をしてまいります。なお、当面は営繕工事などで対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、コミュニティセンター建設に係る国からの補助の有無についてであります。現在、コミュニティセンター建設を目的とした補助メニューは残念ながらありませんが、活用できるものの一つとして、木造公共建築物等の整備に対する林野庁所管の森林・林業再生基盤づくり交付金が考えられるところであります。

昨今の少子化、人口減少も踏まえたと、今後のコミュニティセンター整備につきましては、規模、機能性など再度検討を重ね、まずは関係各所

からの情報を得ながら、今後とも有利な財源の確保について調査研究を継続してまいりたいと考えております。

次に、上郷小学校旧浅川分校の利用につきましては、廃校前に、上郷地区の皆さんから跡地利用については地域の意見を最大限に尊重してほしいとする御意見をいただいております。このため、3月26日に、上郷地区の代表者の皆さんに対してまず廃校後の施設の維持管理に関する考え方や方法等について説明をさせていただいたところです。また、年度がわりで代表者の方々も多くかわられましたので、4月30日にも同様の説明会を開催させていただきました。この2回の説明会の中で、上郷地区の代表者の皆さんからさまざまな御意見や御質問、御要望を頂戴したところがあります。

その中で、施設利用に関しましては、施設の貸し出しについて具体的な内容の御要望を頂戴しております。次回、上郷地区の代表者の皆さんにお集まりいただく場においてこの御要望に対する検討結果を申し上げる予定としておりますが、施設の貸し出しに関しましては、鍵の管理、戸締り等の確認など運用面に課題があるほか、5月には漏水が発生するなど施設の老朽化にも課題が出てきております。現在、これらの課題解決に向けた検討を進めておりますが、これらの課題につきましても、上郷地区の代表者の皆さんと情報を共有しながら協議を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

〔宍戸義宣建設部長登壇〕

○宍戸義宣建設部長 私からは、2の米沢八幡原中核工業団地について及び4の下水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず、遊水池の今後の活用はどう考えているかについてですが、以前もお答えしておりますが、遊水池は、八幡原中核工業団地の造成当時にまだ

未改修でありました天王川の豪雨による洪水を防ぐため、現在の場所に団地に降った雨水を一時的にためておくための調整池として整備されました。その後、平成8年度に天王川の河川改修が完了し洪水調整の役割を終えたことを受けて、平成11年度から下水道工事で発生した残土による埋め立てを行ってまいりました。今年度でおおむね遊水池の埋め立てが完了する予定でありますので、埋め立て完了後は緑地として管理に支障がないよう復旧してまいりたいと考えております。

遊水池埋め立て後のパークゴルフ場にとの御要望であります。昨年度八幡原公園内に、議員もおっしゃっていましたが、18ホールのパークゴルフ施設を整備し、多くの方に御利用いただいておりますので、もう少し検討するお時間をいただきたいと思っております。

次に、緑地の管理についてであります。八幡原緑地の松枯れについては、倒木の危険性や景観上の問題もあり、平成21年から平成23年にかけて緊急雇用創出事業を活用し、市有地のほか民有地についても所有者の了解を得ながら松枯れの伐採処理を八幡原の緑地全面的に行いました。また、ナラ枯れについても随時伐採処理を行ってまいりました。しかし、とても追いつかないのが現状で、完全に解消するのには大変苦慮しているところでもあります。

御提案ありました森林組合に依頼した場合ですが、チップ材やほだ木、まき等で買い取りになり、その分が安価となりますが、伐採した木を容易に搬出できる場合など現場の条件により異なるとお聞きしております。これまでもナラ枯れや松枯れ、危険な木の伐採処理については、できるだけ経費のかからない方法を関係部署と連携して行ってまいりました。現場条件に合った場合などは、採用を検討するかどうかを考えてまいりたいというふうに思っております。

桜の苗木の植栽の御提案であります。八幡原緑地についてはできるだけ維持管理のかからな

い自然の姿が望ましいのかなと考えております。現在のところ桜の植栽は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、4の(1)下水道工事による残土の処理計画についてであります。八幡原調整池の埋め立てにつきましては今年度でおおむね完了する予定と申し上げましたが、今後の残土の処理計画については、建設発生土の有効利用の観点からも、公共事業等への盛り土材として幅広く活用していきたいと考えております。このため、本市で発注する公共工事での利用や国、県発注の工事への利用等、情報を共有し調整を行いながら建設発生土の有効利用に努めてまいりたいと思います。

次に、米沢浄水管理センターの未利用地についてであります。野球練習場として米沢リトルシニアに貸し出すに当たりバックネット等の野球用設備をある程度市で整備してもらえないかについては、以前もお答えしておりますが、浄水管理センターの未利用地につきましては、発生汚泥をリサイクル活用するための汚泥堆肥化施設等の建設用地として確保しているところではありますが、今のところ建設を実施する予定がないことから、グラウンドとして広く市民に使用してもらう目的で、平成3年1月に下水道事業以外で利用するための目的外使用の承認を受けまして、それ以降、軟式野球の練習場として利用できるよう貸し出しを行ってきたところであります。

現在のグラウンドは周囲に簡易的なスチールフェンスが設置してあるだけでありますので、第三者に対する安全性が確保することができないことから、硬式野球の練習場として使用することができない状況となっております。しかし、米沢リトルシニアのほうで防球ネット等の安全施設を設置するとのお話をお聞きしたことから、昨年12月ですが、国土交通省へ防球ネット等安全施設等が設置することができるように行いました。つきましては、当初のお約束どおり、米沢リトルシニアにおいて整備するものと認識して

おりますので、御理解をお願いいたします。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

〔山口昇一産業部長登壇〕

○山口昇一産業部長 私からは、八幡原中核工業団地にある未造成の用地に関しましての御質問にお答えをさせていただきます。

以前にもお答えをしたとおりであります。当初から一帯は湿地帯で地盤が軟弱な上、アクセス道路にはトンネルを建設する必要があるなど、当該用地を活用するためには多額の費用が見込まれることから、当時の地域振興整備公団が造成を断念し、緩衝緑地として本市が移管を受けたものであります。

議員からは、林道一念峯線からのアクセスの可能性というお話もあったわけですが、御承知のとおり、平成25年度に本市は中小企業基盤整備機構から未分譲地を一括買い受けまして、八幡原中核工業団地には現在9区画の未分譲地がございます。さらには、オフィス・アルカディア団地や南工業団地にも未分譲区画があることから、これらへの誘致分譲を最優先で進めていきたいと考えているところであります。

御質問の用地を造成することについては現在考えていないところでありますので、御理解いただくようお願い申し上げたいと思います。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) それでは、第2質問に移らせていただきます。

今、コミュニティセンターに関する御答弁、大変ありがとうございます。28年度ごろから考えてみたいという御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでちょっと伺いますが、この建てかえ、コミュニティセンターですが、どの程度の規模、そして予算はどの程度ぐらいかかるものなのでしょうか。概算でよろしいですので、ちょっと教えてください。

○海老名 悟議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 今回の御質問にお答えしますが、まず最初、大変申しわけありませんが、先ほどの答弁の総合計画の内容につきましては、平成28年度を初年度とする総合計画というふうな趣旨でございましたので、御理解をいただきたいと思います。

それから、規模、予算につきましては、現行、これまで松川コミセン、中部コミセンなどを参考にしますと、かなり金額が違うようであります。松川につきましては4億弱、中部コミセンについては2億くらいであります。その時々状況によって大分違うところもございます。これは実際に建設計画を立ててみないとなかなかその費用を算出できないという現況でございます。

それから、規模でありますけれども、規模についても、これまでのコミセンの規模でいいのか、あるいは今後どのようにしていくかというのあわせてちょっと考えさせていただかなくてはならないというふうに捉えておりますので、現段階ではまだ検討中であるというふうにお答えさせていただきます。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) 本当に長い間の要望でございましたので、ぜひ優秀なコミュニティセンターを建てていただきたいと思います。

質問、次に移ります。

ヘリポート脇の遊水池埋め立てが大体完了したようでございますが、あの北側にある緑地、ナラの木がありますが、あそこをごらんになったことがあるでしょうか、建設部長。（「はい」の声あり）どういう状態でしたか。とにかく、今ナラ枯れと申しましたが、ナラ枯れでなく、今はマイマイガの幼虫で本当に坊主のナラになっています。先ほど申し上げましたが、全く本当に枯れ地、緑地ではなくて枯れ地です。本当に見るも無残です。

きのう上郷で消防演習があったのですが、あの八幡原中核工業団地で7月5日に県の森林火災

の訓練があるということをお聞きしました。ナラ枯れがあのまま枯れてしまったら、本当にこのまま乾燥が続いたり何かすれば本当に火災が発生しやすくなり、本当に大変な災害が起こるのではないと思うわけです。

マイマイガ、本当にことしは大変です。私の庭の木、もちろんもみじまで食っています。トレボンという農薬があるのですが、あれが毛虫に効くものですから、私は庭の木はそれで消毒しましたが、大分虫は効いたようでございます。

いろいろまたもとに戻りますが、八幡原公園内の桜の木を1回見てください。大分大きくなった木は何でもないのですが、やはりがおっているというか、とにかく小さい幼木はほとんど枯れています。葉っぱがないです。それから、ナラの大木なんかも大分枯れておりました。1回見てください。もう一度。そんな状態で、マイマイガの対策をしていかなければ、本当にどこでも今大変だと思います。

それから桜の木、八幡原公園の中に桜の木は何本ぐらいあそこに植わっているんですか。いろいろなさくら回廊やら、いろいろな有志団体から植えてもらった桜の木が恐らく100本以上あるのではないのでしょうか。そして、枯れている木も何本かありますよ。大体把握なされておりますか教えてください。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 私、八幡原の遊水池の脇の緑地の部分、これがマイマイガによるものなのかというのはちょっと正直言いますとわからなかったのですが、葉っぱがかなり少ないというようなことで、枯れてまではいなかったのですが葉っぱがかなり少なく、よく近寄ると木のほうにマイマイガがいたと。やはりこれはマイマイガにより葉っぱが少ないのかなというふうなところだったのですが、緑地はかなり面積が広いので、公園のマイマイガのほうについては、適宜小さいうちに、消毒が効くうちに消毒は重ねているところで

ございます。

八幡原公園の桜についてですが、桜についてもなかなか本数はちょっと現在数値的なものはわかりませんが、100本以上あります。これはさくら回廊ですとかさまざまな御寄附があったりとか、現在パークゴルフ場施設として整備している部分については相当の桜の木があります。御指摘のありました桜の管理については、できるだけ公園内でするので適宜管理をして、桜が春先大変きれいなように皆さんに見ていただくように管理をしていきたいと思っています。

しかしながら、緑地のほうへの桜の植栽までについては、先ほども申しましたように、大変公園だけでなく緑地となりますと維持管理費が出てまいりますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っています。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) さくら回廊については、民間から一応植樹主というか、皆応募して植えたものです。それで名札が全部張られております。私も時々行って監視やっているのですが、公園の中で枯れている木は10本ぐらいありますよ。1回枯れて再度植え直したのですが、その中でもまた2本ほど枯れております。ぜひそれは秋に植え直しやってください。そして、その人の名前もわかると思いますので、ぜひそうしてやらなければ、本当に名乗りを上げた人も残念がっておるし、まず全く本当にずさんな管理で怒っていると思います。そして、消毒なされたらどうですか。できないのでしょうか。桜の木です。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 やはり名札があるということは承知しております。それで、やはりどういうぐあいになっているのかなんていうふうに公園を訪れたときに、自分の木が枯れているというのは大変残念に思われると思いますので、これまでも随時維持管理費の中で植えかえをしていたところでもありますので、10本ほど枯れているという

ことでありますので、それについては今後対処してまいりたいというふうに思います。

そして、消毒についてであります、やはりマイマイガもそうですけれども、アメシロとか害虫関係についても適宜公園の維持管理の中で対応しているところでございますので、今現在枯れている木については別な要因があるのではないかなというふうに思っておりますので、もう少しその辺を調べてまいりたいというふうに思います。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) マイマイガ、今消毒しなかったらばいつするんですか。待っていませんよ。とにかく早急に、もう今週中にもするくらいな気構えで考えてみてください。前にもアメシロであそこをやられた記憶がございます。あのときも大変でしたが、やはり時期を逃すと全部葉っぱを食われてしまって、もう本当に枯れ木になってしまいます。今だとまだ残っています。今1週間以内ぐらいにやることによって大分違うと思います。昔、アメシロに対して消毒薬、あれを市で無償に上げたことがありましたが、今はやっていませんが、農薬はそんなに高いものではありません。500ミリリットルぐらいで1,000倍液にすれば、恐らく五、六十本の桜の木は消毒できます。だから、100本あればそんなに1万円もかからないと思います。農薬代は。ですから、早急にやっていただけないでしょうかお伺いします。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 至急現場のほうを確認して対処したいと思います。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) お願いします。

きのう上郷の分団演習がありまして、上郷小学校の桜の木を見ました。やはり上郷小学校の桜の木も大分やられておりました。校長先生終わったので、ちょっと消毒なんかできないものですかと聞いたら、やはりプールあったりなんかするものだから消毒はできないというふうなことでござ

いましたが、本当にできないもののでしょうか、ちょっとお伺いします。

○海老名 悟議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 消毒できないかという、学校の意向がそうであるということも当然踏まえなくてはなりませんので、その辺はちょっと確認をさせていただいて、できるかどうか考えてみたいと思います。

○海老名 悟議長 佐藤忠次議員。

○15番(佐藤忠次議員) それも何とか早急にしないと本当に丸坊主になってしまいます。やはり太くなった桜の木はいいのですが、大分復活しますから。ただ、上郷の場合だと二、三年前に植えかえてまだがおっている木なものですから、本当に今消毒しておかないと全く枯れてしまうのではないかと思います。もみじもやはり1本ほどやられておりました。ちょうどその脇にプールがあるものだから、プールに水を張ったものだから恐らく消毒はできないんでないかと校長先生は言っておられましたが、何とか方法があればぜひ消毒をしていただきたいと思います。

以上です。

○海老名 悟議長 以上で15番佐藤忠次議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、空き家対策について外2点、23番太田克典議員。

〔23番太田克典議員登壇〕(拍手)

○23番(太田克典議員) 市民平和クラブの太田

克典です。まずもって、私をこの場に送っていただきました多くの支援者の皆様方に心から厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、初めての一般質問でありますけれども、私からは3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は空き家対策についてです。

まず、(1)空き家の現状とこれまでの対応についてです。

これまでの新聞報道や山形県がこの3月に作成しました「やまがたの空き家対策の手引き」などによりますと、全国の空き家については2013年現在で820万戸であり、また山形県内では約4万6,000戸、総住宅数の10.7%を占めているとされております。5月12日に担当部署にお聞きしましたところ、米沢市においては、平成24年11月の調査で899軒ということでありました。そのうち240軒が適正に管理されていない現状にあるということでありましたけれども、この冬は特に近年にない大雪で、市民の皆さんからは危険な現状や不安の声などが数多く寄せられたのではないかと思います。

そこで、まずその状況についてお伺いをしたいと思います。そうした市民からの情報等に対して、市としての対応はどうだったのか。職員の配置体制などをお聞きしたいと思います。

また、解体費用の助成制度などについてもあわせてお答えいただきたいと思います。

次に、(2)空き家対策特別措置法施行による本市の対応について伺います。

国は、全国的にも空き家対策が喫緊の課題になっていることを踏まえ、空き家対策の推進に関する特別措置法を制定し、去る5月26日に全面施行されました。内容については、建物それ自体を対象にするだけではなく、庭木などの敷地の管理や景観、衛生面からもチェックを行うなど、周辺的生活環境への影響にも着目していること、特定空

き家と指定されれば、助言、指導、勧告、命令、戒告などの段階を経て、最終的に強制撤去、取り壊しもできることなどが特徴となっております。

法律の制定に先立ち米沢市では、米沢市家屋等の安全管理に関する条例を策定し、平成25年10月1日に施行しておりますけれども、このたびの法律施行によってこうした対応がどのように変わるのか。特定空き家として指定する基準はどうなるのかお聞きしたいと思います。

また、今後はこの法律の規定に従って強制撤去を行うこともあり得るのか。その場合の問題点をどう捉えているのかについてもお答えいただきたいと思います。

次に、（３）いわゆる空き家予備軍の把握と利活用について伺います。

空き家に対する取り組みについて、さきの山形県が作成した手引きなどではさまざまな事例を紹介しています。例えば鶴岡市のNPO法人によるランド・バンク事業、空き家管理受託事業や、酒田市において所有者と住民自治会・近隣住民が連携をとって進める空き家対策ネットワーク事業など、県内においても各自治体で数多くの事業が実施され、対策がとられているのがわかります。

本市においても今後とも十分な対策が必要であることは論をまたないところでありますが、その際に、現実には空き家になっている建物とは別に、建物が実際に空き家になって老朽化が進行していく前に積極的に利活用する方法を考えることも重要ではないかと考えます。いわゆる「空き家予備軍」と呼ばれるものの対策です。全国的な事例としては、高齢者のマンションなどへの住みかえ、中古住宅のリノベーションなどの取り組みが既に行われております。

こうした対策を積極的に展開していくためには高齢者世帯などの情報を把握することなども必要であり、地域、町内会などとの連携をさらに強めていくことが必要となります。こうしたいわゆる空き家予備軍に対してその利活用や、空き家予

備軍を減らすための取り組みについて、市当局の考えをお聞きします。

空き家対策についての最後に、（４）市の体制強化について伺います。

本市における世帯数の推移を見ますと、これまで微増あるいは横ばいというふうになっておりましたけれども、今後ますます人口減少が進むことから、世帯数も減少に転じるものと推測されます。それに伴って空き家や空き家予備軍はこれからもふえ続けていくと思われます。そのため、空き家、空き家予備軍に対して、利活用も含めた十分な対策をとることが今後ますます大事になってくると考えます。空き家について一元的に対策を実行する部署を設置するなど、市としての体制も強化する必要があると考えますが、いかがでしょうか。お答え願います。

２点目は、地方版総合戦略の策定について、策定に着手するのがおこなわれているのではないかと。また、策定の手法に問題はないのかという観点でお伺いします。

国は、人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより活力ある社会を維持することを目指すと、「まち・ひと・しごと創生」なる政策を掲げました。それに伴い、全ての都道府県及び市町村は平成27年度中に地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に努めることとされております。

こうした国の方針に対して、山形県や県内各市町村では、この４月以降、さまざまな対応をとってきたことが新聞などで報道されているところであります。例えば天童市では、４月28日にまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の初会合が開かれ、寒河江市では、地方創生人材支援制度を活用して５月22日に外部有識者会議の初会合を行っています。さらに東根市では、４月25日にまちづくりを考えるタウンミーティングが開かれ、約400人の市民がまちづくりの課題を共有したことが報じられております。記事には、「市長みずか

らが講話を行い、地方版総合戦略策定への市民の参画の重要性を訴えた」とあります。記事のタイトルは「地方創生、市民が一丸」であります。

こうした一方で、本市の取り組みはどうでしょうか。本年3月の市議会定例会で、当時自民クラブ代表の堤郁雄議員は、「総合戦略の策定がおくれるのではないか」との趣旨の質問を行っております。これに対して当時の山口昇一企画調整部長は、「米沢市は米沢市の独自の総合戦略を新年度早々からこれは策定作業を進めてまいりたい。アイデア自体は、米沢市がもう新年度早々からどんどん積み上げ作業を行っていきたい」と答弁しております。現状はどうなっているのでしょうか。

策定委員会が組織される前でもやるべきことはあると考えます。例えば人口動態について地区ごとに詳細なデータをまとめることなどが考えられると思います。まち・ひと・しごと創生本部が作成したパンフレットには、「地域経済分析システム等を活用し、地域特性を把握した効果的な政策立案」を策定のポイントの一つとして掲げているのがそれであります。さきの議会での答弁にあるように、そうした準備はできているのかお伺いしたいと思います。

次に、策定方法についてお聞きします。

本市における地方版総合戦略の内容を審議する委員会を設置するに当たって、この6月定例会に条例の改正案が提案されております。議第54号米沢市行財政改革推進市民委員会条例の一部改正についてです。内容は、これまでの米沢市行財政改革推進市民委員会が所掌する事務を変更し、行政経営や行財政改革に関することに加え、地方創生の推進に関することとすることです。また、名称も「米沢市行政経営市民会議」に変更し、委員の数も10人から15人に変更することとしています。

この条例改正案については、この6月定例会で議論され、その可否が決定されるところです。しかしながら、5月15日号市報において既に委員の

募集がなされています。このことは条例改正を前提にしたもので、非常に問題があるものと認識しますが、いかがでしょうか。

また、5月29日に開催された総務文教常任委員会協議会あるいは6月3日に開催された市政協議会で、この新たに設置される米沢市行政経営市民会議では米沢市の財政再建計画も審議の対象とすることが明らかにされております。しかし、このことはさきの市報には記載されておられません。また、この市民会議の審議回数については、今年度4回程度とされております。地方創生や財政再建計画はそれぞれが極めて重要な問題と認識しておりますが、これを極めて短期間に、しかも少ない審議回数でまとめようとしているのではないのでしょうか。このようなことで十分な内容が策定できるのか甚だ疑問と言わざるを得ません。

まち・ひと・しごと創生本部が作成したパンフレットには、人口減少問題は地域によって状況や原因が異なり、そのため地域特性に応じた処方箋が必要であると記載されております。まずは、米沢市がこれまでどうして人口減少をとめられなかったのかその原因を詳細に分析し、その上で、一過性ではない、その場限りではない本当の意味で実効性のある対策を講じていかなければならないと考えます。そのためには広く市民の意見を聞くことが大事であって、さきに紹介した東根市の例などは十分参考になる取り組みだと考えます。スタートがおくれたとはいえ、十分な審議回数、審議時間が必要だと考えますけれども、市当局の考えをお聞きします。

3点目は、米沢市職員定員適正化計画についてであります。

このたび総務文教常任委員会協議会や市政協議会において米沢市職員定員適正化計画が示されました。内容は、今後の行財政運営の健全化に資することを目的に、平成32年度までに7.5%程度、43人の職員を減らすというものです。

そこでお伺いしますが、この削減率並びに削減人数の根拠は何でしょうか。業務量の数値化を行い、積算を行い、積み上げて、その上で必要な職員を配置するのが本来のやり方と考えますが、市当局は業務量をどのように捉えているのでしょうか。

さきの協議会では、これまで一般会計関係で138人の職員数を削減してきたとの説明がありました。このことによって業務内容が適正に見直されてきたのかどうか。例えば防災に対する対応を例にとるとどうでしょうか。NHKが2011年に放映した番組「防災力クライシス そのとき被災者を誰が救うのか」という番組では、自治体の防災力の向上を阻んでいるものとして、職員数の削減によって体制の整備ができないとの回答を寄せた自治体が紹介されるとともに、実際に兵庫県芦屋市の取り組みが放映されております。

そこでお聞きします。平成25年3月に策定された米沢市地域防災計画において、例えば65カ所ある避難所などにおける市職員の果たすべき役割について、職員数の削減に伴って適切な見直しがなされているのでしょうか。職員数を削減したことにより防災力は低下していないのでしょうか。また、今後さらに防災力が低下することになるのではないのでしょうか。回答をお願いします。

また、先ほど指摘しましたとおり、空き家対策、地方版総合戦略や道の駅の整備、子ども・子育て支援、高齢者福祉対策などを考えると、今後業務量は減るどころかますますふえるものと予想されます。そのような状況でさらに職員を減らして市民サービスが維持できるのかどうか非常に懸念される所ではないのでしょうか。今後の業務量をどのように見ているのか、市としての考えをお示しいただきたいと思います。

定員適正化計画では、職員数を削減する一方で臨時職員、嘱託職員の任用など多様な任用形態の活用をうたっております。臨時・嘱託職員の配置状況等については昨年12月定例会で我が会派の

小久保広信議員が質問しておりますけれども、私からは、臨時・嘱託職員の任用根拠について伺います。

このことは、平成26年7月4日付の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」では、臨時・非常勤職員の任用根拠について、地方公務員法上の根拠として3つの条文が考えられることを示した上で、「いずれの任用根拠に位置づけるかを明確にしておくべきである」とされていることに基づくものであります。任用根拠別の人数についてお答えください。

最後になりますが、先般の市政協議会では、職員削減によって平成7年度から平成26年度まで10億円の削減効果があったとの説明でした。しかし、これは人件費のみを捉えた額であって、職員を削減したことによって逆に増加したものもあると考えます。例えば臨時・嘱託職員の賃金、民間委託に係る委託費など、いわゆる物件費の部分、さらにはシステムの構築・改修費なども考えられるのではないのでしょうか。

職員削減について、ややもすると人件費の削減のみが注目され、こうした負担増の部分についてはこれまで余り明らかにされてこなかったと思われましても、この点についてどのような認識でいるのか、市当局の考えをお聞きします。

以上、壇上からの私の質問とさせていただきます。御回答をよろしくお願いいたします。

○海老名 悟議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの太田克典議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、空き家対策について総括的なお答えをいたします。また、2番の地方版総合戦略の策定についてもお答えをいたします。その他につきましては部長からお答えをします。

ここ数年の間に本市のみならず全国で空き家問題がクローズアップされ、多くの自治体で空き家条例なるものが制定されました。空き家は、本来、

所有者によって適切に管理されていれば特に問題にはなりません、所有者の無関心や相続放棄、また経済的事情などのパターンがあり、その結果、管理不全となって倒壊や部材の飛散などの危険性、防犯、防火、景観の悪化、ごみの不法投棄誘発など、近隣や地域社会へさまざまな悪影響を及ぼしております。

このことから、本市では米沢市家屋等の安全管理に関する条例を平成25年10月に施行いたしました。条例施行後は、所有者の管理責任を再認識していただくため、広報よねざわ、市のホームページはもとより、固定資産税の納税通知書への家屋の管理についての文書同封などによって周知を図ってきました。また、適正に管理をされていない家屋の所有者に対しては、条例施行前のお願いとは異なり、条例に基づいた助言、指導、勧告等を行い、危険回避措置や解体等を促してまいりました。

この結果、以前から放置されていた空き家が70軒ほど解体をされました。また、危険を回避するための応急措置や経済的事情から解体できない方への補助金交付や相続放棄となった空き家の処分等を適宜実施してきました。しかし、条例で解決できるものは全体のごく一部に限られ、また法的な強制力にも一定の限界がありました。

このたび空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法が5月26日に施行されました。最近の特集記事や特別番組などの報道等からもおわかりのように、空き家問題が全国的に深刻な問題となっています。この特措法に関する報道等により多くの市民の方から問い合わせをいただくようになりました。また、以前から指導等を行っていた所有者からも何とかしたいという相談を受けるようになりました。この特措法は、最終的に市町村による行政代執行が規定されているのが最大の特徴で、ほかにも空き家放置の原因の一つとされていた固定資産税の住宅用地特例からの除外、標識の設置や所有者等の工事なども規

定されております。この点を所有者等に丁寧にお知らせをし、助言または指導を行っていきたいと考えています。

また、行政代執行については、手続や費用回収の問題、課題がありますが、空き家問題解決のためにこの特措法を活用していきたいと考えています。

続いて、地方版総合戦略の策定についてお答えをいたします。

地方創生は、日本全体の活力を呼び戻そうと国が最優先課題として進めようとしている政策であり、昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法、地域再生法の一部を改正する法律の関連法案が成立し、12月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンが閣議決定され、国における地方創生の内容が示されました。まち・ひと・しごと創生法の中では、市町村を含めた地方自治体の総合戦略の策定が求められており、本市でも独自の米沢版総合戦略の策定を進めてまいります。

総合戦略の策定に当たっては、産業界、教育機関、金融機関等で構成する推進組織で方向性について審議・検討することが国から求められていますので、本市においては、これまでの行財政改革推進市民委員会を組織がえして、「行政経営市民会議」として総合戦略策定組織といたします。なお、スケジュール管理については十分な検討をした上で進めておりますので、問題はないと考えております。現在は地方創生先行型交付金の交付決定を受けて、関連する事業を担当課ごとに進めております。

さらに、この総合戦略策定に当たっては、国と同様に人口ビジョンを策定することが必要なことから、国で開発した地域経済分析システムを活用して本市人口の現状分析を進めているところです。

市役所内においては本年2月に推進本部を立ち上げており、策定に向けての検討を行っております。

すが、外部機関につきましては、7月中に第1回目の会議を開催したいと考えています。その折は人口現状分析のデータなどを示して御意見をいただきたいと考えております。

行政経営市民会議においては、行政経営全般、行財政改革の推進、地方創生の推進の3つに関し意見をいただくものですが、特に今年度の行政経営市民会議においては、総合戦略に盛り込む施策を検討する上で財政状況を踏まえることも重要ですので、財政健全化策についても十分に御意見をいただきたいと考えています。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

〔宍戸義宣建設部長登壇〕

○宍戸義宣建設部長 私からは、空き家の現状とこれまでの対応についてと、空き家等対策の推進に関する特別措置法による本市の対応についてお答えいたします。

初めに、この冬に屋根の雪で倒壊や雪のおそれなどがあるという通報の件数であります。豪雪対策本部が設置される2月2日までには48件、それ以降は38件の合計で86件になります。この件数は、一度通報いただいた建物は後日通報があっても1件とカウントしておりますので、実際の通報延べ件数はこれよりも多くなり、平均すると1日当たり二、三件となっております。

次に、職員の配置と体制であります。主管課は建築住宅課であります。冬期間は雪により空き家が潰れそうなど通報件数が多く、建築住宅課だけではとてもその対応ができませんので、庁内で空き家の対策に係る総合政策課初め6つの課が当番制で対応しております。当番の課は、通報があった建物の所有者等にお会いするなどして、安全な状態になる最後まで対応いたします。後日その建物に対し再度通報があった場合も、その当番課が同様に対応いたします。

ただし、落雪や倒壊等の危険性、緊急性が高まった場合は、建築住宅課で安全を確保するための

措置を直ちに行っております。具体的には、道路への危険性がある場合は、道路管理者である土木課や山形県に片側通行などの通行規制を依頼したり、所有者等に早急に対応するように指導を行ったり、場合によっては職員みずから雪庇取りや一部雪おろしなどの応急措置を実施しております。また、雪庇取りや雪おろしだけでは安全を確保することが困難、かつ倒壊の危険が迫っている建物について、所有者に事情があり対応できない場合などは、私有財産でありますので、所有関係者全員からの同意を得て取り壊しなどの措置を実施しております。通報以外にも相続放棄となっている空き家については、建築住宅課が積雪の状況を適宜確認しながら必要に応じて雪おろしを行っており、今冬は4件の空き家について5回ほど雪おろしを実施しております。

これまで行ってきた本市の対応であります。市長が述べたとおり、さまざまな啓発によるもののほか、経済的事情から空き家の解体ができない所有者のために昨年市が新たに制定した、解体費用の10分の8、上限は120万円ですが、これを補助する不良住宅除却促進事業費補助金制度により、平成26年度は1軒の空き家が解体されております。

また、雪による危険な空き家以外にも、冬期間同様に安全を確保するための最低限の応急措置を適宜実施しております。さらに、相続放棄された管理者のいない空き家1軒について、条例に基づき家庭裁判所に相続財産管理人選任申し立てを行い、その手続の中で、裁判所の許可を得て平成26年12月に解体し、その土地を売却しております。

次に、法に基づく特定空き家等の基準ですが、その基準についてはまだ市では明確な基準を定めていないところであります。しかし、ことし5月に国から参考となる特定空き家等の基準が示されましたので、国の基準に従いつつも、最終的には行政代執行による強制撤去の対象とな

りますので、強い公権力の行使を伴う行為を執行することに所有者等の事情や意向を十分確認しながら、慎重にその判断をし、基準を定めてまいりたいと考えております。

次に、代執行はどのようなときに行うのかであります。最終的に行政代執行に至るまでにはさまざまな手順を踏むことになります。具体的には、まずは特定空き家等の所有者等に対し助言または指導を行い、なお改善されない場合は相当の猶予期間を設けて助言または指導の措置をとる勧告を行います。それでもなお従わなかった場合は、相当の猶予期間をつけて勧告に係る措置をとる命令と、その所有者等の命令に対する反論の機会等といったそれぞれの手続を踏みます。それでも「履行しないとき、又は履行しても十分でないとき」及び行政代執行法に規定する「著しく公益に反すると認められるとき」にできるものと規定されております。

代執行の問題点ですが、行政代執行に関しましては、今までも既存の建築基準法や道路法、廃棄物処理法などに規定されておりますが、複雑な手順を踏むことが必要とされ、各種手続においても入念な準備等に相当な事務量及び人員が必要であり、簡易、迅速に執行できるものではないことや、所有者等からの代執行に要した費用徴収の困難さなどが挙げられます。

このように、特措法に行政代執行規定が盛り込まれているとはいえ、国が示す特定空き家等の代執行の判断基準も既存の法律同様に明確なものではなく、それぞれの実情に応じて市町村の判断に委ねられていることなどや、代執行に要した費用が所有者等から回収できなかった場合の国の財政上の措置もないことから、全額市町村の負担となります。これら多くの問題を十分踏まえまして執行しなければなりません。

しかしながら、特措法には代執行が規定されている以上、空き家問題の解決のために前向きに取り組むべきものと考えております。

このように、少しずつではありますが、危険家屋を含めた空き家問題に対し、今後とも誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与してまいりたいと思います。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、1の(3)いわゆる空き家予備軍の把握と利活用についてのうち、空き家予備軍の高齢者を中心とした一人世帯を事前に把握する必要があるのではないかという把握についてお答えいたします。

本市の平成27年4月1日における高齢化率は28.5%であり、平成37年には32%を超えることが見込まれ、3人に1人が高齢者となるということが推計値として出ております。

このような中、空き家予備軍として考えられるのは、第一にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯で、これらの世帯数については、毎年4月1日現在の数値を、推計ではありますが、国勢調査の数字をもとに算出しております。具体的な数字につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者数については、平成27年4月1日現在2,553人で前年度より64人ふえている状況で、本市の世帯数全体の割合で見ますと約8%となっております。また、高齢者のみで構成される世帯数については、平成27年4月1日現在5,133世帯で、こちらも前年度より110世帯ふえている状況でございます。本市の世帯数全体の割合で見ますと約16%となっております。

このような中、空き家になるケースとしては、高齢化などにより住宅の所有者が転居、入院、施設入所によって空き家になる場合のほか、所有者が死亡し、相続を契機に空き家になる場合などさまざまなケースが想定されるところでございます。

それらの実態把握状況でございますが、本市の場合、福祉サービス利用者等の情報などから、ひ

とり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯で何らかの支援が必要な世帯の把握を行うことはできますが、対象世帯全体を把握することは困難な状態でございます。

私からは以上でございます。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、空き家対策のうち、空き家の利活用についてお答えをいたします。

本市におきましても空き家の利活用はこれから非常に重要であると認識をしております。全国的には、住宅としての活用はもちろん、農家民泊や古民家を活用したイベントなど田舎暮らし体験施設、移住希望者の就労・起業のための農家レストランなどの商業施設、住民同士の交流活動の場としての活用など、積極的な利活用がなされている例もあるようです。

このような中で将来的に空き家をふやさないようにするための対策として、空き家になってしまう可能性のある方から事前に管理・改修・活用などに関して相談を受ける窓口を利用していただくことで、空き家の発生抑制と利活用の促進を図ることができるものと考えております。

具体的には、昨年度県が立ち上げました山形県空き家活用支援協議会がことしの7月、本市内に設置を予定している空き家利活用相談窓口をまずは市民の皆様にご利用いただけるよう周知してまいりたいと考えているところです。この窓口におきまして、市民からの空き家の売買、賃貸、管理、解体、相続などの相談を受け付け、それぞれの専門業界、団体が解決に向けたアドバイスや情報提供、各種手続を行うことが予定されているところです。

今後におきましては、他自治体の取り組みの状況などを参考にしながら、庁内の関係各課によるプロジェクトチームでの話し合いを進め、市内の若手の団体による利活用に関するワークショップ

プなどを開催するほか、関係機関とも連携し、本市の特色を生かしたさまざまな空き家の活用方法について情報提供できるよう検討してまいります。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1項目め、空き家対策についてのうち（4）市の体制強化について、3項目めの米沢市職員定員適正化計画について御答弁申し上げます。

まず、空き家対策に対する市の体制強化についてであります。

空き家対策に総合的かつ専門的に取り組む部署があるべきとのことですが、3年ほど前に内部で検討した結果、関連する部署が連携して対応するという現行の体制となったところでございます。

空き家問題に関する担当は、先ほどもありましたが、防災、防犯、衛生、景観など広範多岐にわたっております。これら全てに専門的に対応し、なおかつ空き家とならないような予防策、それから空き家の老朽化の進行防止対策、そういったところまで講ずるとなると相当の規模の組織が必要となります。また、それらの部署の職員にあっては、広い分野の課題に対して専門的、総合的に対応できる知識と経験が必要とされ、知識の習得、経験の積み上げ、そして組織の成熟には一定の時間がかかるものと認識しております。

一方で、空き家担当部署を置いたとしても、実際に問題が発生した場合には各専門分野、所管する課に相談しながら、各課が連携して対応していくという状況が想定されます。このようなことから、当面は今の体制で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたことを契機に、各自治体においても対応が変わってくる、変化が見られると思っております。そんなことも踏まえながら、他市の

状況も参考としながら機能的な体制づくりについて研究していきたいと思っております。

次に、3項目めの米沢市職員定員適正化計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、削減人数の根拠についてのお答えでございます。

本年4月に作成し先月御報告いたしました平成27年度からの職員定員適正化計画においては、平成27年4月1日現在の職員数から、平成33年4月1日の職員数ですが、これを7.5%程度、43人削減する数値目標を定めております。

この数値目標の根拠につきましては、所属長に対してヒアリングを実施することで業務を把握しております。そして、それらに検証を加えるとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえまして、行財政運営の健全化が図られるよう組織・機構の見直し、事務事業の見直し、さらには民間委託等を進めながら、本市が直接行うべき業務の遂行に必要な人数を確保したところであります。

次に、今後の業務量をどのように見ているのかについてお答えいたします。

今後、少子高齢化や人口減少の進展等に伴いまして新たな業務が発生することは否定はできません。しかし、新たな業務の発生も含めた業務の見直しについては、所属長に対して実施するヒアリングの中で適切に把握しているところであります。業務の集約化、縮小等を図り、スクラップ・アンド・ビルドを実施することによりまして業務量の軽減を図り、組織の肥大化を抑制し、行政サービスを低下させることなく、また職員の負担が過度に大きくなることのないよう取り組んでいくものでございます。さらに、終期を迎えた事業につきましては、事業の完了と同時に職員の配置や組織の見直しを行うことで、その時々求められた状況に対応していくことが可能だと考えているところでございます。

なお、これまで行ってきました業務の見直しにつきましては、組織の見直しとあわせ適切であつ

たと認識しているところでございます。

次に、大規模災害の例を述べられましたので触れますと、広域的な大規模災害については住民だけが被害者となるものではありません。行政や公的防災機関、それからそれらの職員にも被害が及ぶと考えております。阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓として、初期活動、これが制限されることが当然予想されます。行政主体だけの避難所運営は難しいということがわかっております。

そのため、大規模かつ突発的な災害に対しては、避難者みずからによるお互いの助け合いあるいは協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指しておりまして、行政や施設担当者は後方支援に協力するということとしております。

米沢市では、災害が発生した際の避難所開設につきまして、避難所ごとに行政担当者を2名程度指定しまして、施設の管理者と避難所の代表者、これら3者で構成する避難所運営委員会を確立し、開設・運営をすることとしております。

また、避難所開設の場合には、市避難所の中から安全な場所を選択しまして、被害の状況に応じて段階的に開設していきたいと考えております。したがいまして、必要最小限の職員を確保し、避難者みずからに協力をいただくことで運営が可能と認識しているところでございます。

現在の地域防災計画は平成25年3月に改定いたしました。可能な限り被害を軽減する「減災」の考え方を基本とするものであります。これを基本に、自助・共助・公助の連携を図り、地域防災力の向上を目指して見直しを行ってきているところでございます。

この自助・共助・公助の連携を図ることによりまして地域防災力の向上を図っていくことを目指していくものであることから、職員数の減に合わせて見直しを図るものではなく、今後の職員数減を考慮して計画を見直す予定もしていないところでございます。

本市といたしましては、自助・共助・公助の連

携を強めるため、自主防災組織などを育成・強化する支援の推進に努めているところでもございます。

次に、臨時・嘱託職員の任用根拠別の人数についてお答えいたします。

平成27年4月1日現在の数字であります。地方公務員法第22条を根拠として任用する臨時職員の人数は、市長部局で55人、教育委員会では44人です。また、同じく4月1日現在の数字になりますが、地方公務員法の第3条第3項第3号を根拠として任用する嘱託職員の人数、市長部局では91人です。教育委員会では48人です。

次に、人件費は削減されたが、増加した経費もあるのではないかについてお答えいたします。

御指摘のとおり、業務や組織の見直しを進める中で新たに経費が発生する場合は認めているところでございます。新たに経費が発生する場合といたしましては、長年培った知識、経験が必要な業務には再任用職員を任用したり、また必ずしも職員が行う必要がない業務などについては、マニュアル化を図るなどいたしまして臨時職員を任用しているものでございます。これら職員を任用するために必要な経費が想定されるものでありますが、このほかには、事務事業の効率化を図るためにシステムを導入した場合、そういった導入経費、それからメンテナンスの経費、そういったものが想定されるということでございます。また、指定管理者制度を導入する場合や民間委託を実施する場合には、委託に伴う物件費等の経費が想定されるものでございます。

こういった経費が新たに発生した場合であっても、行財政運営の健全化が図られるように費用対効果を十分に検証した上で予算を計上しているところでございます。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 太田克典議員。

○23番（太田克典議員） 大変詳しく御回答いた

だきまして、質問時間が切迫してまいりました。この程度質問すればこういう答えになってくるのかなと、初めての一般質問でわかったところでもあります。

初めのほう、空き家対策については、時間もありませんので、要望等を何点か申し上げておきたいと思います。

まず、補助金の関係、御説明もありましたけれども、今後ますます空き家がふえていく、その対処をしなければいけないということもありまして、この補助金の拡充についてぜひとも御検討をお願いしたいというふうに思います。

また、市町村による空き家等対策計画との関係もありますけれども、国及び都道府県の財政上の措置、交付金があるというふうにもお聞きしておりますので、そちらのほうの活用もぜひともお願いしたいというふうに思います。

それから、平成28年度からまちづくり総合計画、新たな10カ年策定されるということでもありますけれども、今後、この空き家問題がますます大きな問題になっていくということは、誰が見ても誰が考えてもそう考えられるところではないかなというふうに思います。地元の町内会などでも市民の皆さん方の関心、非常に高いものがあります。ですので、このまちづくり総合計画づくりへの位置づけをしっかりと行って十分な対策を練っていくこと、そのことを要望しておきたいと思います。

それから、地方創生、地方総合戦略ですけれども、スケジュール、年度内4回ということではなくて、しかも財政再建計画も含めての審議ということでもありますから、しっかりと時間をかけて、東根市のように市民一丸となって取り組むんだというふうな機運を高めていく、そういったこともぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

最後の職員適正化計画ですが、ただいま地方公務員法上の根拠、地方公務員法の3条3項3号に

基づくというふうなことで市長部局91人、その他48人というお話がありましたが、3条3項3号は非常勤の特別職ということでもあります。このたびの通知でも3条3項3号による任用というものは避けるべきであるというふうに記載されていると思いますけれども、その点についていかがですか。どう考えられますか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 今、太田議員は3条3項3号の定義と最後の部分だけ申されました。その間にはいろいろな条件がございまして、例えば職務の内容が補助的、定形的であったり、あるいは一般職の職員と同一と認められるような職、あるいは勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職、本来一般職として任用されるべきもの、そういったものについては特別職として任用することは避けるべきということで、3条3項は避けるべきというふうにはなくて、その間に条件がございます。

その条件について一つ一つ我がほうでも当然これまでも検証してきたわけです。3条3項については何度か質問もいただいておりますので、そういったことについて、今回の通知を受けてもなお3条3項には問題ないと考えているところでございます。

○海老名 悟議長 太田克典議員。

○23番（太田克典議員） 労働者性がないのだというふうなことで規定をされておるというふうに思いますけれども、本市におけるこの嘱託職員の任用の根拠、これについて3条3項3号によるものだということについては、なお問題があるものというふうに考えております。例えば職場において命令を受けていないのか、労働者性というのが本当にないのか、そういったところをきちんと捉えてその根拠を求めるべきだというふうに思います。

そもそも臨時・非常勤の方々がつく業務というものは、短期、有期雇用の方々がやっているから

臨時的な業務ということではなくて、業務そのものが本当に臨時的なのかどうかということを考えるべきだというふうに思います。例えば人がかわっても業務としてはずっと続いていくんだと、すなわち恒常的にその業務は残る。そういうものであれば、当然任期の定めのない正規職員で対応すべきものというふうに考えるところでありますけれども、実態はそうはなっていない。臨時・非常勤の方々が雇用期間を区切られてそういう業務について、次々と交代させられていく。しかし、業務そのものはずっと残っていると。そういうふうな実情にあるのではないかとというふうに思っております。

時間もありませんので、最後に1点だけ伺いしておきたいと思いますが、この職員適正化計画、総務担当のほうで説明をされましたけれども、これは教育委員会とも協議の上で計画を策定したものだというふうに理解してよろしいのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 適正化計画については、全ての職員、一般職ですが、含んでおります。そういう意味では教育委員会と協議をした結果でございます。

○海老名 悟議長 太田克典議員。

○23番（太田克典議員） なかなかこのたびの質問だけでは十分なこちらからの再度の質問をする時間ありませんでしたので、今後、また折に触れてこういったことについては質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中では、防災計画、これを職員の削減によって見直すつもりもないんだというふうな答弁があったかと思いますが、果たしてそれでうまく万一のときに回っていくのかどうか、その辺が大変心配されるというふうなことを申し上げて、時間もまいりましたので、私からの質問をこれで終わらせていただきます。

○海老名 悟議長 以上で23番太田克典議員の一般

質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時10分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、空き家対策について外2点、5番佐藤弘司議員。

〔5番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○5番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司でございます。この壇上も大変久しぶりでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

先般の統一選におきまして、市民の皆様より御支持をいただきまして、3度目の当選をさせていただいたところです。決意も新たに、市民生活の向上、そして市勢発展を目指して全力で取り組んでまいりたいと思います。

さて、昨年5月、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が「消滅可能性都市」に関する報告を発表いたしました。2040年度までに全国に約1,800ある市町村のうち49.8%に当たる896の自治体で若年女性の数が半分になるというものでありまして、これらの自治体では人口再生産能力が低下して行政機能の維持が困難になる、いわゆる消滅する可能性が高いというショッキングなものでありました。幸いというか、辛うじてというか、当米沢市は入っておりませんが、危機感を持つべきであることは言うまでもありません。

人口は国家の基盤であります。近年は高齢化と少子化が加速し、地殻変動とでも言ってよい人口減少に突入しております。日本の総人口は2008年12月の1億2,809万9,000人をピークに、その後は減少傾向に歯どめがかかっておりません。人口の

減少は国内市場の縮小による消費の低迷と、生産年齢人口の減少による労働力不足をもたらします。そのことは国全体の活力をそぐばかりではなく、米沢を初めとする地方の衰退にも直結してまいります。この人口減少の時代こそ地方自治の力が本当に問われるのだと思います。

明治の廃藩置県以来の中央集権体制があります。対して、近年、地方分権が進められようとしています。地方自治体の首長や私ども議会、そして職員の考え方が本気で依存型から自立型に変わらないといけないのだと思います。そして、本質的に変わったところが生き残り、将来を展望できる、そういう状況に来ていると思います。

成長時代は集権体制でよかったとしても、現在の成熟した日本社会、もう成長による果実で社会福祉や地域の政策を賄えなくなってきました。超高齢化社会に突入し、医療、介護、福祉を包括した地域でのケアを自治体で回していかなければなりません。

国も地方自治体もこれまでのような財政に頼った行政は困難です。必要なのは、地域の知恵や民間の力をどう引き出すかということです。本当の意味での市民協働ということです。幸い米沢には、山形大学工学部、米沢女子短期大学、そして栄養大学の学生さんが3,600人おります。その力もかりながら、民間企業の経済力、経営力、そして労働力をどう引き出すのかということが持続可能な米沢を築いていくポイントであることを念頭に置いて質問に入ります。

私からも、太田議員に引き続き、集中審議みたいになりますけれども、空き家に関する質問をさせていただきます。やはり大きな問題でありますし、全議員の皆さんが大体は住民の皆様から御相談なりを受けている状況だと思います。そういう意味から、重複する部分も多くあると思いますが、当局におきましては誠意ある答弁をお願いをして質問に入ります。

危険家屋、倒壊家屋を含めた空き家対策につい

て伺います。

昨年の10月の議会報告会でも市民の皆様から次のような御意見や要望がありました。田舎暮らしブームであることから空き家バンクを実施すべきだ、また景観的にも国道13号線沿いの空き家対策を要望する、さらに、ごみ屋敷的な家屋が倒壊し空き家になっている、代執行できないかなどの御意見でありました。もはや市内全域、全町内会にわたる大きな課題であります。

花と樹木に覆われたまちづくりをうたっておりますが、あっという間に空き家と廃屋、そして瓦れきに覆われたまちになってしまいます。今さら申すまでもありませんが、管理が不十分な空き家は老朽化で倒壊するおそれがあり、災害時の避難や消防の妨げになりかねません。また、ごみの不法投棄や不審者の侵入、火災発生時の延焼、拡大の原因、さらには放火など犯罪の温床になるほか、まちの景観や衛生にも悪影響を与えます。

3月議会の代表質問に対する答弁では、米沢市内には、平成24年11月調査、これはコミセンを中心に町内会長さん、また地区委員さんの御協力を得て調査したものですけれども、899軒の空き家を確認した。その後、平成25年10月施行の米沢市家屋等の安全管理に関する条例による指導、助言により、先ほども御答弁ありましたけれども、解体されたものが70軒以上あることから、若干減少したと推定しているとのことでした。やはり現在でも800軒を超える空き家があり、ふえ続けていると思います。早急に手を打つべき喫緊の課題であります。

そこで、3点について提案、質問をいたします。

1点目は、空き家、危険家屋に特化した（仮称）空き家対策課とか危険家屋対策室など、ワンストップ対応の部署を設けるべきだと提案をいたします。

現在は建築住宅課が窓口になっておりますが、内容によっては環境生活課、土木課、さらには危機管理、またこのたび空き家対策特措法が施行さ

れたことにより税務課まで及ぶ可能性が出ております。現状は全庁一本化した対応とは言いがたい実情であります。ぜひ特化した部署の設置を強く要望いたします。

2点目ですが、国は空き家の解消へ、昨年11月、議員立法として特措法を成立させました。そして本年の5月26日、空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行となりました。

同法のポイントの一つは、固定資産税の納税情報を活用して持ち主を把握しやすくした点、また倒壊や衛生的に有害になるおそれのある空き家などを特定空き家に指定、立入検査のほか撤去や修繕を促す指導や勧告、命令が可能となりました。従わない場合や所有者が不明な場合は行政代執行として撤去することもできます。

住宅が建っている土地の固定資産税が6分の1に軽減される特例が空き家をふやす一因とされてきました。これを踏まえ、15年度税制改革大綱では、勧告を受けた特定空き家の土地を特例の対象から外す方針が盛り込まれたところです。

そこでお伺いいたします。特措法施行から20日ぐらい経過しておりますけれども、特定空き家の判断基準となるガイドライン、倒壊など危険のおそれのある状態など含めて4項目が提示されておりますが、その判断、判定はどうするのか、その流れなどをお聞きしたい。当事者にとっては固定資産税が最大で6倍になる場合も想定される中、全て納得してもらえるケースだけではないことも踏まえ、伺います。

3点目、国や県が対策に必要な費用を助成する仕組みを整えたとのことですが、どのような事業が該当するのか、その規模、割合などお知らせください。

全国的な空き家問題ですが、中でも当米沢は豪雪地帯。1年、2年管理が滞れば、即特定空き家になってしまいます。猶予はありません。空き家バンクを創設して、移住促進や子育て世代に活用してもらおうなども必要と考えます。

さらに、跡継ぎもない、無償で提供するので処分も含め米沢市で管理してほしいとの御意見も複数伺いました。このような空き家を更地化することで有効利活用できると思います。地域や町内会で管理してもらい、夏は憩いの場、冬は押し雪のスペースに活用するなどいかがでしょうか。

しかし、労力も費用もかかります。国、県の補助はもとより、冒頭で申し上げました行政だけでなく建設業、不動産業、司法書士、宅建業、そして金融機関など民間の力をおかりして、官民挙げて取り組む課題であります。いかがお考えでしょうか御答弁を願います。

次に、小学生からのがん教育の質問です。

その前に、余談になりますが、がんといえばよくたばこのリスクが取り沙汰されますが、皆さん、去る5月31日は何の日かおわかりの方……。そうですね。世界禁煙デーなんです。5月31日。なので、それを機会に喫煙率を調査いたしました。全国平均、男女含めて19.3%です。日本の喫煙率19.3%。それに対して我が米沢市議会、皆さん喫煙率は何と41.6%でした。倍ですよ、倍。いや、これはと思いましたけれども、当局の皆さんもにこにこしておられますけれども、今控えていらっしゃる当局の皆さんは37%。にこにこしていられない、そういう状況でありました。中でも健康福祉部長は吸っていないというのがせめてもの救いですが、そういうことを考える機会となればと思ってお話をさせていただきました。

質問を続けます。

文科省は、14年度からがんの教育総合支援事業の一環として、昨年度は全国で21地域、70校でモデル事業を実施いたしました。日本人の2人に1人ががんになると言われております。今やがんは日本人の死亡原因のトップであり、死亡者数全体の3割を占めます。こうした中、子供のうちからがんの知識、予防法を伝えるがん教育を実施すべきとの意見があります。世界155カ国、800の組織が参加するNGO（国際対がん連合）の日本委員

会は、本年2月、小学生からのがん教育の必要性を訴えるシンポジウムを開催いたしました。

なぜ小学生から必要かといえば、日本人の寿命が延び、超高齢化社会になり、がん患者が急増しています。しかし、がんには代表される非感染性慢性疾患であるがんも含めた糖尿病、高血圧、慢性肺疾患はかなり予防が可能な病です。病気を防ぎ健康寿命を延ばすために、また医療費の高騰を抑え、若い世代の負担を減らし健全な医療システムと社会保障システムを維持するために、予防することが必要であります。つまり30年、40年先を見据えて今から手を打つべきであります。

がん細胞は多数の遺伝子が段階的に変化して生じるので、普通発生には何十年もかかり、また発生しても病気としてのがんになるまでにはさらに十数年かかることを知るべきであります。がんは幾つもの段階を経てゆっくりと進行する「だんだん病」だということです。「だんだん」というのは、徐々にとか少しずつという意味です。病気としてのがんの発生は中年以降にうなぎ登りでふえていきますが、実は、がんの発生は若い時代から徐々に進行しているのです。がんはだんだん病であることを子供たちによくわからせれば、自分の健康は自分で守るという姿勢が身につについていくのではないのでしょうか。ナイーブな小学生だからこそ効果があるのです。

がんを総合的に教えるとなると、教えることが膨大にあり、小学生の理解を超えるところが多く、教える先生の負担も大きいですし時間も足りません。なので、がん予防の「姿勢教育」に絞れば小学生からでも十分に教えることができると思います。「姿勢教育」、いわゆる交通事故や風邪、食中毒、虫歯の予防を教えるのと同じ次元と考え、がん予防を教え込むことです。難しい知識を教えるのではなく、日ごろの生活習慣を守ることで効果を発揮することを教えるということです。

がんを教えることを通して、1番目には、生きる力を養う、2つ目に、人生や死を考えさせる、

3つ目には、医学的知識を与えるなど、さまざまな教育方法がありますが、社会的重要性から考えると、第一の目標はがん予防の姿勢を身につけさせることです。小学校で先生が熱意を持って子供たちのがん予防の大切さを教えることで、初めて米沢全体でがん予防の大きな成果が得られると考えるところでもあります。ぜひ小学生からのがん教育、取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。米沢の小・中学校の現状や文科省のがん教育支援事業とのかかわりなどを伺います。

次に、米沢市の公会計制度についてお伺いをいたします。

総務省は、全国の自治体に、2017年度までの3年間にICT（情報通信技術）を活用した固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を求める通知を出したところです。あわせて、財務書類の作成手順や活用方法を統一的基準で示した「地方公会計マニュアル」も公表しました。

これまでの地方自治体の公会計は、現金の流れを中心に置いた単式簿記（現金主義）で行われていました。単式簿記は、一般家庭の家計簿と同様で身近な会計処理であります。非常にわかりやすく、適切な出納管理ができる。反面、資産や負債などのストックに関する情報がわかりづらいことや、現金支出を伴わない費用を把握することができないなどの問題があり、それらを払拭することができる複式簿記（発生主義）による財務書類の整備が制度改革として全国的に進められてきました。東京都は先駆けて平成18年度より複式簿記を採用して、成果を上げたところです。

本市については、9月決算のときに貸借対照表、また行政コスト計算書などの財務諸表を参考資料として提示するなど、平成20年度から取り組んでいることは承知しております。

公会計制度の改革は、財政運営の透明化を実現し、行財政に対する住民の信頼感を高めることにもつながるとされています。米沢市は非常に厳しい財政運営に陥っており、現在、当局は財政健全

化計画を作成中ではありますが、そのような状況であるからこそ、さらに公会計制度の改革に取り組むべきであります。

そこで、1、当市の公会計の現状を伺います。私自身、財政や会計に関しては非常に理解しがたいところありますので、市民の皆さんにもわかるよう説明いただければありがたい。2、総務省が本年改めて複式簿記新制度の導入を求めたことに対しての取り組み、対応、計画などについてお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○海老名 悟議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤弘司議員の御質問にお答えをいたします。

私からは空き家対策についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、空き家、危険家屋に特化した部署の設置についてですが、空き家、危険家屋に特化した部署というのは一つの考え方、アイデアではありますが、空き家問題に関する分野は、防災、防犯、衛生、景観など広範多岐にわたりますので、現実として1つの部署で全てに対応するのは難しいものがあると考えています。このようなことから、各部署の連携を緊密にして取り組んでいくのが妥当と考えております。

なお、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを契機に各自治体における対応も変わってくる可能性がありますので、今後、他市の状況も参考にしながら、機能的な体制づくりについて研究していきたいと考えています。

続いて、空き家等対策の推進に関する特別措置法の活用と対応についてであります。この（略称）特措法では特定空き家等と認められる大まかな基準について4つ示しており、その判断する参考となる基準が5月末に国から示されましたので、この基準に従い判断することになります。ただし、特定空き家等と判断されると最終的には行

政代執行による強制撤去の対象となる強い公権力の行使を伴う行為が含まれておりますので、その措置や手続については慎重に判断すべきものと考えております。

特定空き家と判断された場合は、所有者に対して助言または指導内容及びその事由について文書にて告知いたします。特措法に規定された行政代執行は最終手段でありますので、最初は所有者等に対する助言または指導といった行政指導により、所有者等みずからの意思による改善を促すことから始めます。改善されなければ相当の猶予期間をつけて勧告をします。この勧告により、空き家問題の大きな要因となっている固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになります。それでもなお必要な措置をとらなかった場合は、相当な猶予期限をつけて命令を行います。命令を行っても必要な措置をとらない、とつても十分でない場合は、行政代執行の手続に従い代執行をすることになります。以上が行政代執行までの大まかな流れとなります。

次に、地域や民間との協働の対策についてですが、空き家の適正管理や利活用については、自治会や町内会等の地域の方々、不動産業者、建設業者等と連携して進めていくことが今後は重要であると考えています。

本市において空き家バンクはまだ設置しておりませんが、空き家の売買、賃貸、管理、解体、相続などの相談窓口については、それぞれの専門業界、団体がメンバーとなっています山形県空き家活用支援協議会がことし7月に空き家利活用相談窓口を本市に設置予定ですので、市民の皆様にご利用していただけるよう周知をしていきたいと考えています。

また、空き家の利活用方法、リフォーム経費の補助等の空き家対策について、関係各課で構成する庁内プロジェクトチームの話し合いを継続して進めてまいります。将来的には地域コミュニティの適正な維持、空き家の解消はもとよりU I

J ターン希望者への支援策にもつながっていくように、地域や民間、さらには県と連携し協力しながら情報交換を行っていきたいと考えています。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から佐藤弘司議員の御質問にお答えをいたします。

小学校からの「がん教育」について、2点についてお答えをいたします。

1点目は、将来を見据え、予防の姿勢を身につけさせる教育についてお答えをいたします。

学習指導要領の中では、小学校におきましては体育科の目標として「心と体を一体と捉え、健康・安全の理解を通して、健康の保持増進を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」こと、中学校においては保健体育科の目標の中でさらに「健康の保持増進のための実践力の育成を図る」ことが示されております。

これに基づいて、小学校の3年生から自分の体や健康についての指導をしております。特に、平成23年度から小学校、平成24年度から中学校が実施している現行学習指導要領では、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、みずからの健康を適切に管理・改善していく能力の育成のために、系統性のある指導ができるように内容がより明確に示されております。

がんに関しましては、主に小学校6年生と中学校3年生の内容で指導することになっております。小学校では、「生活の仕方と病気の予防」の中で、生活習慣病の一つとしてがんに触れております。また、「たばこ・アルコールの害」の中で、たばこの影響として、たばこを吸う人のがんの死亡率が高いことなどを主に6年生が年間8時間程度の中で学んでおります。中学校では、「生活習慣病の予防」「喫煙の害と健康」「飲酒の害と健康」の中で、がんについて主に3年生が年間16

時間程度の保健分野の学習の中の一部として学んでおります。

がんの種類はさまざま挙げられておりますが、特に喫煙と関連させて肺がんは小・中学校を通して取り上げられております。学校によりましては、高学年の児童を対象にした学校医による講演会を実施し、防煙教育を行っているところもございます。

また、公益財団法人がん研究振興財団よりがんの正しい知識の普及とがん予防の啓発のためにリーフレットが配付されております。中学校2年生を対象に配付依頼が多く、子宮頸がん、乳がん等の女性特有の内容のものも男女どちらにも配付し、指導の機会としております。

今後も自分の心と体に関心を持ち、現在及び将来にわたって健康な生活を送るために、正しい知識を小学校、中学校から学習することはとても大切であると捉え、学年の発達段階に合わせた指導を進めてまいります。

2点目は、文部科学省のがんの教育総合支援事業とのかかわりについてお答えをいたします。

平成24年6月にがん対策推進基本計画が策定されました。がん患者を含む国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんに負けることのない社会を目指すことが背景となっております。これに基づいて行うがんの教育総合支援事業は、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でのがん教育について平成24年から28年の5年以内に検討することになっております。今年度からは学習指導要領改訂の検討も始まり、検討結果に基づいて、教育活動の中での実施を目指しております。

さきに述べましたように、現在の学校では健康の保持増進と疾病予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでおります。しかしながら、現在の教育内容では、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されております。児童・生徒が健康と命の大切さについて学び、小さいころから健康

に関心を持ち、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識やがん患者に対する正しい認識を持つように教育することを目指し、本事業が実施されております。

がん教育の目標として、大きく2つ挙げられております。

1つは、がんが身近な病気であることを知り、予防・早期発見・検診への関心や正しい知識を身につけること。

2つ目は、自他の命の大切さを知り、自己の生き方を考える態度を育てることです。

平成26年度はがん教育のあり方の検討会とモデル事業の2つが実施されました。有識者から成るあり方検討会は文部科学省に設置されております。また、モデル事業は全国21の道府県指定都市で実施されておりますが、山形県を含む東北6県は該当しておりません。

しかし、今年度から10年間の取り組みであります第6次山形県教育振興計画の中でも、目指す人間像として、「いのち」をつなぐ人・学び続ける人・地域とつながる人と、3つ挙げられております。命の教育については第5次教育振興計画から引き継いでおり、県としても大切なものと捉えていると考えます。

命を大切にする子供たちを育てていくためにも、国の取り組みの動向を踏まえ、これからのがん教育のあり方について考えていく必要があると感じております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、3項目めの新公会計制度の導入についてお答えいたします。

現行の予算・決算制度は、現金の流れに中心を置く、いわゆる現金主義の単式簿記で行われております。単式簿記は身近なところでもよく目にする会計処理でありまして、わかりやすく適正な出納管理を行うことができるものであります。

しかし、資産や負債というストックに関する情報が不足することや、現金支出を伴わない費用を把握することができないなどの欠点がありまして、それらを補完することのできる発生主義の複式簿記による新たな財務書類の整備が全国的に進められているものでございます。これにつきましては、御指摘のとおり、本市におきましても平成20年度決算から本格的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、本市が保有する財産や市債の残高などをまとめた「貸借対照表」、それから経常的な行政運営に係る経費とその財源を明らかにした「行政コスト計算書」、貸借対照表の純資産の部に計上されている数値の1会計年度間の変動をあらわした「純資産変動計算書」及び経常的収支の部などの活動区分ごとに資金収支を把握するための「資金収支計算書」の、いわゆる財務4表を作成しております。このように作成しました財務諸表は、議会のもとより、本市のホームページにも掲載しまして広く公表しているところでございます。

複式簿記によります財務諸表の導入に当たっては、いわゆる「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが総務省より示されておりました。

基準モデルは、民間企業の考え方と会計実務をもとに、原則として個々の取引情報を発生主義によりその都度複式記帳して作成することを前提としたものであります。固定資産評価は、全ての資産を公正価値により時価評価しております。一方、総務省の改訂モデルですが、全国統一の決算調査であります地方財政状況調査、いわゆる決算統計の決算数値の累計等を用いて財務諸表を作成するもので、本市でも採用しているモデルであります。

しかしながら、この総務省改訂モデルにつきましては、既存の決算統計のデータを活用した簡便な作成方式であります。また、固定資産台帳の整

備が必ずしも前提とされていないこと、そして、2つのモデルのほかにも、お聞きになったことがあるかと思いますが、東京都方式と呼ばれる公会計モデルも存在します。総務省改訂モデルを採用する自治体の割合が多いものの、これと異なるモデルを採用する自治体もありまして、比較が難しい状況にあるというものでございます。

そのため、御指摘のように、国から固定資産台帳の整備と決算統計データの活用によらない複式簿記の導入を前提としました財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたものでございます。原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類などを作成するよう国から要請されているところでございます。

本市においても現在、固定資産台帳の整備に向けた準備を進めているところでございます。今後、具体的作業に着手すべく予算措置も必要と考えているところでございます。なお、固定資産台帳は財務書類作成のための基礎資料となるだけではなくて、更新・統廃合などのいわゆる公共施設等のマネジメントにも活用が可能となるものでございます。

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用が期待されるものでございます。そのため、その整備を推進していくことは極めて重要であると考えているところでございます。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） それでは、まずがん教育について伺いますが、まず、私自身はもう30年先、40年先ということで手おくれなわけですが、自分のことは棚に上げて質問しているわけですが、このがん教育を受けた子供さんが、二次効果といいますか、自分のお母さん、お父さ

んに対して健康診断を勧める等々の二次的な効果といいますかそういうものもあって、大変これは子供さんだけでなく社会的にもそういう効果があるということで評価をされているところがあります。

そこでお聞きしますけれども、先ほどの答弁で、小学生は6年生、中学生は3年生でそれぞれ小学校8時間、中学校16時間をとっているということですが、教育活動の中でという表現とか指導という言葉が出てきますけれども、授業としてはやっていращやらないのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○海老名 悟議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 教科という中で保健の授業等で行う場合と、それから総合的な学習であったり学級活動の中であったりという、いわばいろいろな形でこの病気等について学習するというような仕組みがありますので、余り教科にとらわれない形でやる場合もございます。

なお、専門的な知識が必要だということでは、お医者さんに来ていただいて、保護者を巻き込んだ講演会等々で周知徹底をするんだという学校も何校かございます。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） そうすると、今おっしゃられたそういうさまざまなものの時間の合計で8時間、16時間という考えでよろしいですか。はい、わかりました。教育委員会としても重要だと捉えていращやるとということで、今後とも力を入れてやっていただきたいと思います。

もう1点確認しますが、全体としてそういうことだという報告であります、学校ごととか、そういうもののばらつきというのはないかという質問をしたいと思うんです。ということは、別な話になりますけれども、実は米沢市の歴史、観光面で、いわゆる市民の方からこうした意見を頂戴したところなんです。実は、私は西部ですので、西部の御廟所とか、あとは関根の普門院、直江石堤な

どのそういう重要な歴史文化の施設、そういうところを地元の子供、大人もそうですが、知らな過ぎるといことで、こういう状態で例えば大人になって出張に行ったりお嫁に行ったりして地元米沢のよさをアピールできるわけがないというように、小学校、中学校でもきちっとそういう現地に行ってみ学するなりそういうものが必要だといことで、実は教育委員会でこの前調べていただいたんです。この3点に関して。そうしましたところ、3カ所を全部見学・勉強しているところと全然やっていないところ、あと1カ所だけしているところとか2カ所しているところ、結構ばらばらなんです、これ。もちろん例えば御廟所に近い西部小学校なんかは当然その部分はやっていますが、直江石堤には行っているが普門院には行っていないとか、そういう部分でかなりの温度差があります。この部分に関してはまた別の機会に聞きますが、このがん教育に関しても学校ごとのばらつき等々がないかどうかちょっと確認します。

○海老名 悟議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 全部の小・中学校で数値を求めているということは今までなかったものですから、実際にこの時数を確保してがん教育について指導しているかと言われますと、ちょっとやはりわからない部分もあるわけけれども、決められたこの時間の中でやるという原則はあるわけで、しっかりこの中で指導してほしいという思いはあります。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） ぜひ実態をつかんでいただいて徹底していただくように要望をいたします。お願いいたします。

それでは、空き家に関してお聞きいたしますが、太田議員のところでもかなり具体的な答弁があったわけでございますが、一部事例を挙げてちょっとお聞きいたします。

ことしの冬、御存じのように、広幡町成島の倒

壊事例がありました。結果的には、1月19日から4月6日の小学校入学式前まで2カ月以上にわたり市道を通行どめにした事例であります。私も相談を受けて、最初、建築住宅に行きました。通行どめになっていたものでそれを聞いたら、それは土木課がしたんだと言うので、土木課に行きました。そのとき、傾きがあったものですから通行どめにしたという話でした。なんだかんだお話ししたり相談しているうちに、2月16日に実際倒壊して、市道に散乱したという状況です。そうしたら、どうするんですかと聞いたら、いや、うちではなくてそれは今度危機管理が対応しているということで、今度、危機管理に私聞きにいつて、空き家ではありませんから、御当人と今後どう対応するか打ち合わせをしていると。これ、窓口一本化していると言えますか。私でさえ3カ所、4カ所動かされるわけですから、町内会長さん相談に行つて、どうする。なつていゝるとは言えませんが、とても。

先ほどプロジェクトチームがあると言ひましたが、あるんですか、実際。お聞きします。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 1月29日から4月6日まで広幡町成島で通行どめになつたわけですが、議員おっしゃるやうに、最初は建築住宅課でさまざまに指導していた。次は土木課、次は次というふうになつてしまいました。これはやはり最後まで建築住宅課のほうで、そこで全部情報を把握しておくべきだつたなというふうに反省をしています。そういう面では、専門的な部署はなくてもさまざまな情報を把握している建築住宅課でありますので、その進行の状態とかそういうものは今後把握をしてまいりたいというふうに思つております。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 市長の答弁でプロジェクトチームがあるという、それはあるのですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 適正な家屋の管理を進める、そういう意味で、さまざまな条例を制定する際に、空き家対策検討会を組織しております。それはさまざまな利活用であつたり、さまざまな指導であつたり、景観上の問題があつたり、衛生的な問題、さまざま管理をそういった条例のほうに盛り込むということで、そこでさまざまな情報を共有しながら、体制をそこで何が望ましいのかということを考えておるところでございます。

○海老名 悟議長 安部市長。

○安部三十郎市長 答弁で少し御理解のずれがあるやうなので、もう一遍答弁させていただきます。

プロジェクトチームというのは、今、空き家がある、倒壊の危険性のある空き家をどうするかというようなことのためのプロジェクトチームではなくて、空き家の利活用方法とかリフォームとか、そういうことに対する対策のプロジェクトチームということで申し上げました。

あと、倒壊家屋について今二度の御質問があつたやうに、各部署でたらい回しみたいになつてこれば非常にうまくない話で、それは窓口が1つになつていないからというよりは、主として手がけなくてはいけない窓口が、今部長がお答えしましたやうに、最後まで責任を持つて仕事を追つかけていくというそのところに問題があるやうに思つています。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） あと、先ほど太田議員の答弁で須佐部長が、庁内連携して当たると、あと大きいいわゆる組織になつてしまふとか、あと専門的な知識が必要なので今今はできない、時間がかかる等々の答弁がありましたが、800軒ある。大問題ですよ、やはり空き家は。ですから、そのぐらいの別組織をつくつても当たるべきですよ、これ。解決に。本当に。800軒ですよ、これ。これから減るよりもふえるほうがどんどん多くなりますから、これはそのぐらいの組織体制を強化してもぜひやるべきだと思います。

3月の前任の建設部長の答弁で、この通行どめにした件で、市民の安全・安心を第一に考えて通行どめにしたという答弁でした。それは違うんじゃないのと山田議員が言いましたけれども、市民の安全・安心を最優先にして2カ月とめたら、火事起こったり、救急車のときどうするのですか。集落分断して。そういうことを考えた場合、第一に考えるならば、誰が費用払うなんてどうのこうのと言っていないで、全部さっさと片づけて通すべきです。今の部長の見解はどうですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 通行どめにする際は緊急車両が当然入れなくなるわけなので、その区間については図面を示しながら消防当局のほうに情報を流していたり、警察当局のほうにも情報を流しております。ですので、そういった緊急車両の場合についてはそういう連携を図っているところでございます。

あと、具体的にその場所については、その場所を通らないと先に進めないというところではなくて、すぐ近くに国道287からすぐおりられる道路もあります。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) それは承知していますが、だから、通行どめをして例えば救急車の到着がおくれることはあっても早くなることはないです、多分。ですから、安全を考えて2カ月市道をストップするという考えはやめてもらいたいと思います、私は。何ぼ迂回路といったって、あの上まで上ってまた落ちていかなければいけない、実際、集落の集まりだって大変不便を来しているという状況ですということをまず認識しておいてください。

あと聞きたいのは、特定空き家の判断、これを誰がどうしてするのか明確にお答えください。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 国から特定空き家等の基準、ガイドライン、具体的にこの4つの基準のうち、

例えば柱が曲がっているですとか、こういう場合はこうですとかという、そういう具体的な例があります。それに基づいて市が判断していくことになります。

ただ、さまざまな個人の所有関係について制限していくということになりますので、行政だけでそのガイドライン、基準を決めていくということではなくて、さまざまな有識者、市民、さまざまなところからお聞きをしながら、十分考えて設定をこれからしていきたいと思います。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) ですから、先ほど私が言ったように、行政だけでなく、これから建設業であれ、行政書士の先生であれ、やはりそういう方の御意見を聞きながらその特定空き家の判断をしていくということですね。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 そのとおりでございます。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) 3月のときにもそういう特定空き家の、そのときは特定空き家とは出てこない、そういう危険な空き家のチェックをどうするのだという質問に対して、月2回の建築確認、新築確認や大風とか大雨、大雪降ったときの、低気圧が通過してちょっとそこら辺に被害が及んでいるのではないかというその点検のときに見て回るという答弁でした。何かお仕事のついでに見に行くみたいな感覚するわけですけども、その辺の対応といえますか、お考えはどうですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 24年11月時点で899軒、そのうち適正に管理されていない家屋が240軒、その後解体されたのが70軒ですので、その把握についてはきちっとデータベースになって、そのうちでもどこがどういう場合について危険だと、そういうことで、どこから回ってチェックするという体制は整えております。ですので、議員御指摘のような甘いとかそういったものではないことを御

理解いただきたいと思います。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 時間もないのでまた聞きますが、先ほど解体に関しては市の助成があると言いましたけれども、金額的な限度、あと件数的な限度はあるのですか。最高130万円とかという。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 最高で120万円です。予算については手元に資料がなくて、解体費用の10分の8、そして120万円の上限ですので、これを使って昨年、1件利用していただきました。

○5番（佐藤弘司議員） 上限とか決まっているの。件数とか、予算的に。

○宍戸義宣建設部長 なかなか経済的な事情のある方についてということで、何件かは相談あったわけですが、その条件に合わない方というのがあったからだと思います。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 特に決まっていはいないんだね、予算で。街灯の補助とかああいうもののように年間何台、金額幾らということが明確に決まっているわけではないわけですね。これからですね。

○海老名 悟議長 市としての予算は組んであるかどうかということですよ。

○5番（佐藤弘司議員） 市長もさっき解体などの費用を助成という言葉がありましたけれども、そこです。時間がありません。一言お願いします。いいです。後で教えてください。

○宍戸義宣建設部長 はい、わかりました。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 特措法が施行なってまだ20日しかたっていないということもありますけれども、いろいろな事例があります。地域の集会所にしたときは県が半分出すとか、国が半分出すとか、あとポケットパークとして活用した場合はどうのこうのいろいろな制度がありますので、お互いに研究してまいりましょう。よろしくお願いします。

いします。

最後に公会計ですけれども、1点だけ確認しますが、現在は9月の決算のときにそうした財務諸表を複式簿記で発表していますが、常日ごろの会計や全庁的な公会計は単式簿記でやっているということによろしいですね。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 単式現金主義を補完するという形で考えておりますので、通常はおっしゃっておりでございます。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） そうすると、今年度、総務省がわざわざ改めて3年計画で複式簿記新制度に移行してくださいという要請に対するその捉え方というのはどうなんですか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 各団体ごとで捉え方は違うと思うのですが、つまり自分の団体が他の団体と比較したときにどういう財政状況、資産状況にあるのかというのを比較しやすいその資料として準備すべきだと。それも職員だけではなくて市民も、あらゆる方が見やすくすべきだと、そしてそれについては基準を統一すべきだという考え方に立っているということです。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 時間もありませんのでと終わりますが、またわからない点を何回も聞きますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○海老名 悟議長 以上で5番佐藤弘司議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

~~~~~

午後 3時20分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りをいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、森林資源の有効活用について外2点、24番我妻徳雄議員。

〔24番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○24番（我妻徳雄議員） 市民平和クラブの我妻徳雄です。本当に久しぶりにこの場に立てること、かなり緊張しております。きょうの最後になりましたけれども、ちょっと緊張しながら最後まで務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

森林は、木材などの供給のほか、国土の保全や水源の涵養、生活環境の保全などさまざまな機能を有しています。近年では、生物多様性の保全や地球温暖化の防止など、地球的視野での森林の果たす役割にも大きな期待が寄せられています。

これらの機能は、森林が健全に保たれることで発揮されるものです。さまざまな樹種が混生することで生物多様性が構築され、安定すると考えられています。木の根元の植生が豊かになり、表土の流出を防いで土砂崩れや地すべりといった災害防止効果が生まれます。木材利用が促進すれば、森林の手入れが進んで健全さが維持され、多面的機能が持続的に発揮されると考えられます。

本市の森林面積は4万1,939ヘクタールで、市域の76%を占めています。杉を主体とした人工林は8,109ヘクタールです。そして、その人工林の多くは、木材価格の低迷で間伐や枝打ちなどの手が

入らずに、森林の中まで日光の届かない森となっています。

日本の木材供給率は20%を下回る水準で長く低迷していました。しかし、近年は新たな建築用材CLT（直交集成材）の登場や木材のエネルギー利用など、木材需要が高まり、森林資源の価値が見直されつつあります。計画的な伐採と再生林のサイクルを確立する好機と言えます。

まず、本市木材の使用実績と推移をお尋ねいたします。

また、本市の有効活用できる森林資源の年間の成長量はどのくらいになるでしょうかお尋ねいたします。

次に、豊かな森林資源を生かした産業の育成についてお尋ねします。

市長はよく産業の育成を訴えられております。私も同感です。全国で企業誘致を争っているような状況の中で、本市への企業誘致も思うように進んでいません。企業誘致も大事です。それと同時に、本市の豊かな資源を生かした産業の育成を進めることが多くの雇用を生み、経済の活性化につながると思います。

本市の周辺部、中山間地は、森林資源が豊富です。しかし一方で、人口減と高齢化が進んでいるのもこの地域です。森林資源を生かした産業の育成ができれば、森林産業をてこに、まちにはない付加価値を生み出し、雇用の場をきちんと確保し、豊かな充実した地域をつくることができます。

産業の育成は中山間地の過疎対策としても有効な手段と考えます。国、県の支援策はどのようなになっているのでしょうか。そして、市の豊かな森林資源を生かした産業の育成を積極的に進める必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

続いて、木質バイオマス発電の可能性についてお尋ねいたします。

木質バイオマス発電は、発電事業だけでなく、木材の伐採、集積、運搬など多くの雇用を生み出

すと考えられます。例えば5,000キロワットの木質バイオマス発電施設は1万2,000世帯分の電力を賄い、発電収入は12億円、燃料代は約7億円、そして発電事業だけでも50人規模の新規雇用が生まれると試算されます。さらに、間伐材の利用や果樹農家の剪定で出る木材、建築現場から発生する廃材の利用など、資源の有効活用にもつながります。木質バイオマス発電が実現できればエネルギーを生産することであり、少しでも化石燃料に依存しない社会の構築に寄与することになります。国、県の支援策はどのようになっているでしょうか。

そして、市の豊かな森林資源を生かし、木質バイオマス発電事業を積極的に進めてはどうかと考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、市有林の将来像についてお尋ねします。

本市は、林業を活性化し低迷する状況を打破する一つの方法として、長伐期施業に切りかえました。これは、従来50年を標準伐期としていたものを、伐採林齢をおおむね2倍程度の80～100年まで引き延ばしたものです。長伐期施業では太い木が生産されることから高収入が得られることと、森林の持つ公益的機能が長期にわたり安定的に維持されるという特徴を持っています。収穫の時期が遅くなる分、間伐を積極的に行う必要があります。

そして、長伐期施業であってもいずれは伐期を迎えます。この場合の活用を今から議論し準備する必要があると考えます。今まで市有林にも多くの経費を費やしてきました。伐期を迎え、この経費を無駄にしない効果的な活用策を考えなければなりません。本市はどのように考えておられるでしょうかお尋ねします。

次に、公共建築物木材利用促進法の積極活用について質問します。

政府は2010年に公共建築物木材利用促進法を施行し、校舎、体育館、庁舎などの建造で、これまでの「非木造」から「可能な限り木造」へ転換す

る方針を打ち出しました。山形県も公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を定め、公共建築物への木材の利用を進めています。そして、本市も2013年3月に米沢市の公共建築物における木材促進に関する基本方針を定め、公共建築物等における地元産木材の利用促進を進めています。

産業用資材CLTの登場で木材の高層建築が可能となり、建築の幅が広がりました。CLTは板を垂直に重ね合わせた集成材です。欧州では1990年代半ばに開発されました。厚みのあるパネルに加工でき、高い耐震性や断熱性、遮音性が期待できるものです。CLTが加わり、構造材として鉄筋やコンクリートにかかわって木材を使った大型建築が可能となりました。

本市の公共建設においても今まで以上に地元産木材を使用し、木材の地産地消を進めなければならないと考えます。本市も病院や学校建設、公共施設も老朽化し、計画的に建てかえを進める時期を迎えています。今後の木材を利用した公共建築物の建築の方向性についてお尋ねをいたします。

次に、大項目の2点目、雪対策の強化についての質問に入ります。

私たちは温暖化が進むと降雪量が減るようなイメージを持ちがちですが、気象庁によりますと、豪雪地帯ではさらに雪の量が多くなると予想されています。そして、1回当たりに降る雪の量もふえ、大雪の頻度も上がると見られています。これは、気温が上がると大気が抱えていられる水蒸気の量がふえ、雪雲が発達しやすくなるためです。本市は豪雪地帯ですから、温暖化が進むと降雪量がさらにふえ、本年2月1日のように、一晩に腰丈を超えるような大雪の降る可能性が高くなるということです。

温暖化の影響なののでしょうか。今冬の大雪は例年と違い、12月の初旬に降った雪が根雪となり、一度に降る雪の量も多く、しかも湿った重い雪でした。このような雪の状況で、市関係でも南原小

学校の体育館の屋根の破損や西部小学校敷地内、市管理の公園の立木が倒れるなどの被害が出ています。気候変動で急な大雪の増加や雪質の変化も指摘されており、社会変化とともに、「進化する雪害」への対応が必要と考えます。今冬の豪雪においての反省、改善点等をどのように考えておられるでしょうか。

次に、計画的な流雪溝や融雪装置、融雪機能等の整備についてお尋ねいたします。

最近では5億5,000万円の除雪費の予算に対して、補正を加え10億円を突破することも珍しくなくなりました。例年予算を大きく上回るようなことは、やはり異常な事態だと思います。人口減少及び少子高齢時代に突入し、除雪環境についても時代に即したものにしていかなければなりません。超高齢化社会が目の前に迫っている中で、どのように雪に強いまちづくりを進めるのか。10年後、20年後の将来を見据え、流雪溝や融雪装置、融雪機能などの計画的な整備が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、間口除雪制度の導入についてお尋ねします。

中山間地では過疎化が進み、高齢化率も高い傾向にあります。高齢者が1人で除雪することもふえてきています。北海道美唄市は、「克雪」を定住人口拡大のための重要施策と位置づけて、間口除雪を条例化し、制度として住民の冬の生活を支えています。美唄市はかつては9万数千人の人口でしたが、現在は2万2,000人ほど、年間降雪量は平均8.2メートル。本市とほぼ同じ降雪量です。

この間口除雪制度は主に70歳以上で構成されている世帯が対象です。所得に応じて1シーズン1万円から2万4,000円を負担すると、道路除雪後に別の重機で間口を除雪するシステムです。1シーズンの出勤回数は20回から40回程度です。この事業を実施した結果、人口の減少幅が以前よりも緩やかになったと、人口減対策の効果も出ているようです。

本市の人口減少も少なからず雪の影響があるように感じています。本市は雪と人口減の関係をどのように捉えているのでしょうか。

本市は、誰が見てもこれは大変だという高齢者世帯に対して、除雪車の押し雪を軽減する押し雪軽減を実施しています。今冬のような大雪の年は、この押し雪軽減が十分機能しなかったように感じます。この押し雪軽減制度をさらに進化させる間口除雪を実施してはどうでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、市道除雪の単価についてお尋ねします。

本市の場合の除雪単価は、市内一律除雪路線の延長で支払われています。降雪量や除雪時間等は考慮されていません。市内と中山間地の降雪量は明らかに違います。降雪量や除雪時間などを考慮した除雪単価とする必要があるのではないのでしょうか。

次に、大項目の3点目、新道の駅を本市の経済、観光に生かす取り組みについての質問に入ります。

全国で1,000カ所を超える道の駅は、国道沿いでドライバーが一休みできる休憩施設として20年ほど前に整備が始まりました。今や単なる休憩場所にとどまらず、地元の野菜を売る直売所やお土産コーナー、レストランなどの充実により、人の波が絶えない道の駅も多くあるようです。

道の駅は、客が集まり、商品が売れる流通・小売りの現場としての存在感が増しています。商品を陳列して提供するだけの時代は終わり、利用者の顔ぶれやニーズ、生活環境変化などを的確に捉え、利用者に必要とされる商品やサービスを生み出すことが求められています。

それと同時に、その道の駅を訪れなければ購入できない、あるいは食べられない、体験できないなど付加価値の高い商品やコンテンツを充実させるなどの特色ある施設づくりが求められています。本市の考え方を聞かせください。

道の駅を運営していく上で他産業との連携を図

ることが道の駅の運営の充実につながると考えます。農業はもちろん、米沢織を初めとする製造業や観光など他産業との連携をどのように考えておられるのでしょうか、本市の見解をお聞かせください。

最後に、観光客の市内への誘導についてお尋ねします。

道の駅を訪れ、そして市内に客を誘導できれば、観光面での経済効果、さらに市内の商店街などの売り上げにも貢献できると考えます。本市の考え方をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○海老名 悟議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの我妻徳雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、新道の駅を本市の経済、観光に生かす取り組みについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

道の駅は、現在、全国で1,040カ所に設置されており、今後さらにふえる見込みであるなど、道路利用者にとってはなくてはならないものとなっております。また、役割の面でも、道路利用者の休憩所としてだけでなく、地域の内外の交流を促すとともに、地域の魅力を発信しさまざまな産業を振興するための拠点の一つともなっています。このため国土交通省では、道の駅の機能充実を図るべく重点道の駅の選定を行ったところです。

こうした中で、本市といたしましても、新道の駅を地域振興の拠点として多くの方に活用していただくためには、米沢の道の駅ならではの特色を出していく必要があると考えております。農畜産物はもちろんのこと、取り扱う商品や提供する食などは、本地域の歴史、文化、産業、自然などを踏まえ、地場のものにこだわって地域の魅力を最大限に引き出し、アピールできるものにしていく必要があると考えています。

また、ここでしか入手できない希少性や話題性

を持った商品づくりを行うことが必要であると考えています。

さらに、新道の駅は山形県の南の玄関口にあることから、置賜地方、山形県全体の案内窓口ゲートウェイとしての機能を充実させることを検討しております。

これまでの道の駅は、どちらかといえば、通行するお客様を迎えることが主となっておりますが、新道の駅では、道の駅に呼び込み、さらに米沢のまちや置賜各地への誘導を図るなど、新しい形の道の駅にしていきたいと考えています。

道の駅は地域の農畜産物の直売機能のほか特産品等を紹介し販売する機能を有しますので、農畜産物の生産者や商業者、観光業者など多くの方々にかかわっていただくこととなります。また、こうした道の駅の運営に直接関係する事業者のみならず、広く地域全体へ波及効果が及ぶような体制を構築していきたいと考えております。

観光面では、さきにも述べましたように、道の駅に人を呼び込み、さらに地域への誘導を促す機能を構築していきたいと考えております。一例として、米沢八湯会や市内の観光施設と連携した周遊プランなどを提案していきたいと考えています。また、道の駅の装飾やディスプレイ等に米沢織や有機EL照明器具を使用して地場産業のPRを図るとともに、米織の工場見学やオフィス・アルカディアに山形大学が現在整備中でありますスマートハウスの見学ツアーなど、いろいろと考えることができると思います。

道の駅から市内への誘導策につきましては、市内や置賜地域のイベント、飲食店の情報などを伝える情報端末や掲示板の設置のほか、各店舗や施設のアピールポイントをまとめた情報カードの作成、道の駅を起点とする観光周遊コースの提案、道の駅をアンテナショップとして本店での購入にもつながっていくような工夫等、さまざまな検討をしております。

いずれにいたしましても、これまで是一般に道

の駅は都市と都市の間に位置して、中山間地や農村における産業振興施設となっているケースが多い中で、本市の新道の駅は、高速道路のインターチェンジに直結し、なおかつ市街地に近接しているという利点があります。

そうした中で米沢らしいおもてなしのあり方をこの道の駅で生み出しながら、本格的な米沢の観光に人を誘導していく仕組みづくりを十分に検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

〔山口昇一産業部長登壇〕

○山口昇一産業部長 私からは、森林資源の有効活用についてお答えをしたいというふうに思います。

まず初めに、本市の森林資源の使用実態についてであります。米沢市の森林面積は約4万2,000ヘクタールで総面積の約77%を占めており、そのうち国有林を除いた民有林は3万2,000ヘクタール、蓄積についても529万立方メートルと、県内の市町村の中でともに2番目の森林資源を有しております。

その使用実態につきましては、全てを把握することはできないわけですが、平成26年度の本市民有林の伐採面積は民有林全体の0.5%に当たる176ヘクタールで、ここ数年の状況では横ばいの状態となっております。そのうち、米沢地方森林組合の平成26年度の生産販売数量は約2,400立方メートルとなっております。

次に、本市の有効活用できる森林資源の成長量についてお答えをいたします。

森林の体積量を示す蓄積1年ごとの差がいわゆる成長量になるわけですが、これについても公表されているデータがありませんので県の林業統計から推計をいたしますと、本市民有林の年間の成長量はおおよそ10万立方メートルとなっており、ここ10年で約2割程度、森林資源、いわゆる蓄積量がふえている状況となっております。

年間の成長量10万立方メートルのうち、平成26年度に米沢地方森林組合で販売をした2,400立方メートルとその他素材生産業者さんの取り扱い分を考慮しても、1割にも満たない利用状況であるというふうに判断できます。

次に、豊かな森林資源を生かした産業の育成についてであります。

戦後造林されました人工林が資源として利用可能な時期を迎えていることから、本市では、市が率先して地元の木材を地元で利用する「木の地産地消」を推奨しております。地産木材を使用して住宅を新築または増改築した場合に補助をする地産木材使用住宅建築奨励事業や、市有林の間伐材を木質バイオマスエネルギーであるペレット燃料に加工し、市の管理施設で使用しております。

木を伐採する場合には、良質材から根元など利用価値のない低質材までさまざまな品質の部材が出てまいります。A材と言われる建築用材、B材は集成材や合板、C材は製紙用のチップや木質ボード、D材は搬出されない根元や枝などの林地残材をいいますが、AB材を使用する公共建築物の木造化・木質化とCD材を木質バイオマスとして利用することが、森林資源を生かした産業の育成につながるものと考えております。

公共建築物の木造化や内装木質化、そして木質バイオマスをエネルギーとして利用するために必要な施設については、国の森林整備加速化林業再生対策事業の補正予算や森林・林業再生基盤づくり交付金の活用が可能であり、また県においても、間伐等に伴い発生する低質材を搬出する場合、森林資源循環利用促進事業として支援策が講じられております。

これらの支援策を活用し本市の木材資源を有効に活用することができれば、中山間地域における雇用も生まれ、林業の再生を通じた森林の適正な整備、森林の持つ多面的機能の発揮や中山間地域の活性化に結びつくものと考えられることから、今後も公共建築物における木材利用の促進と木

質バイオマスとしての利用について検討し、推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、木質バイオマス発電の可能性についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、木質バイオマス利用のメリットは、地球温暖化防止、資源の再利用という環境面だけにとどまらず、おっしゃられていますとおり、木材の伐採から運搬など多くの雇用を生み出す可能性がございます。今まで丸太の収集・運搬コストがかかるために林内に放置をされていた未利用材が燃料として価値を持つことで山林所有者にも収益として還元されることで、森林の整備にもつながり、厳しい環境が続く林業や木材産業、引いては中山間地域の活性化も期待することができ、地域経済の発展に貢献できるものと考えられます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度も開始され、全国各地で木質バイオマス発電所が建設をされてきておりますが、例えばということで御指摘をいただきました5,000キロワット級の規模になりますと、建設費が30億円を超えるというふうなことが想定されることから、本市が独自で建設をするということは現実的ではありませんが、県内においても国の支援を受けながら木質バイオマス発電所のチップ工場等が建設されたというふうな事例がございますので、木質バイオマス発電を行う企業を誘致できないか等検討していきたいというふうに考えております。

それから、次に、市有林の将来像についてであります。

林齢的には一部伐期を迎えている林分もありますが、ほとんどが50年生以下となっております。地区によっては林齢によらず成長が余りよくない箇所もあるため、現況調査を行いながら間伐等の整備を実施し、地域のコミュニティセンター等の公共建築物の建築の際には市有林の立木が利用できないかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、本市には御指摘のとおり8,000ヘクタールの人工林がありますので、伐期を迎えた民有林の活用についてもあわせて検討していく必要があるものというふうに考えております。

次に、公共建築物木材利用促進法の積極的な活用についてであります。

本市においても、この法律に基づき平成25年3月に米沢市公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を策定し、コミュニティセンターを初めとする今後の公共建築物の改築や新築の際は可能な限り地産木材の利用を促進していくことを申し合わせており、現在も新文化複合施設や第四中学校に可能な限り使用しております。

今後、建設を計画しております新道の駅、それから市立病院の建てかえ事業においても、導入等について、可能なものについてはできるだけ使用していきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

〔宍戸義宣建設部長登壇〕

○宍戸義宣建設部長 私からは、2の雪対策の強化についてお答えいたします。

最初に、今冬の雪の教訓であります。今冬は12月上旬からまとまった降雪があり、降雪状況においては、気温の高い時期での降雪のため湿気を多く含んだ雪質であり、積雪量に比べ重い雪であったため、本市においては雪おろし等の雪処理にかかわる人的事故、倒木による事故、公共施設等の被害が多数発生しております。

本市では1月8日に豪雪対策連絡会議を開催、2月2日には豪雪対策本部を設置し、道路交通網の確保、除排雪の支援拡大を図り対応したほか、市の広報、ホームページに事故防止の呼びかけを行いました。また、各コミュニティセンターで作成配布しているコミセン便りによる住民への注意喚起の広報活動、消防団による広報活動等を行ったところであります。

しかしながら、例年より早いまとまった降雪と

重い雪質という状況でありまして、今冬のような雪による被害を防ぐためには、降雪前の時期から、雪おろし等の事故防止の注意喚起活動についても、雪おろしの作業時期にかかわらず早目早目の取り組みが有効であると思ったところです。また、市有地や管理地におけるパトロールの強化や危険箇所及早目の除去などに取り組む必要性を感じたところであります。

道路除排雪の反省点といたしましては、例年より早い時期からのまとまった降雪量により排雪作業が12月下旬から始まりましたので、雪捨て場へ向かう道路の幅員の確保におくれが生じ、効率的な排雪作業ができなかった場合が挙げられます。大雪のため、シーズン後半は、高齢者等世帯前の雪押し軽減の作業が、軽減した雪を押す場所がなくなり、その効果を十分発揮できなかったことが挙げられます。

これらの教訓や反省を踏まえ、来季の雪対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、流雪溝や融雪装置、融雪機能等の整備についてであります。本市は特別豪雪地帯であり、冬期間における交通の確保は、市民生活、防災及び産業経済活動をする上でその強化が必要不可欠なものとなっております。そのため、雪対策として流雪溝や融雪装置の整備は大変有効な施設であると認識しており、現在の米沢市まちづくり総合計画の中でも、流雪溝整備事業の予算を確保し、現施設の未整備区間及び老朽化した水路の整備に取り組んでおるところであります。

流雪溝の整備に当たりましては、豊富な水量が得られること、雪を流すのに必要な勾配があること及び流末処理ができる河川があることなどの地形的条件が必要となっております。

特に、本市は各河川の上流部に位置するため豊富な水量を得ることが困難であることから、水路等の現有施設の改善を図り、少しでも流雪溝の機能が発揮できるように、現在、各地域から提出がありました整備要望箇所や老朽化した水路の整

備を今後も引き続き計画的に整備していきたいと考えております。

融雪装置や融雪機能等の施設の整備についてありますが、融雪施設となりますと、散水消雪、無散水消雪、電熱融雪施設等がございますが、地盤沈下の問題や建設費や維持管理費を考慮しまして、今後調査研究を行い、まずは流雪溝の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、間口除雪制度の導入についてであります。北海道の美唄市の間口除雪制度、本市で取り組んでいるのが雪押し軽減の制度。美唄市の間口除雪を実施した場合の課題として考えられることについては、1つに、早朝3時から7時までの限られた時間内に現在除雪作業を行っているため、道路除雪と間口除雪を併用して実施することは現実的に可能かどうかや、間口除雪の新たな除雪機械やオペレーターが確保できるか、また雪を押すスペースが確保できるかなど、さまざま課題が考えられます。

高齢者や体の不自由な方の世帯を対象に押し雪軽減制度をとっておりますので、引き続きこの制度を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、美唄市の制度については、もう少しほかの都市の事例などを参考に、関係課と連携を図りながら研究をし、検討してまいりたいと思います。

次に、市道除雪の単価についてですが、除排雪業務委託に於ける除雪単価は、現在、早朝除雪及び日中のざけとりにつきましては距離単価方式を採用し、歩道除雪や排雪、交差点の雪処理については時間単価方式を採用し、両方共通で採用しております。

このように、除雪単価については、作業の条件により距離方式がいいのか時間方式がいいのか考慮しながら単価を採用しておりますことから、御理解をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番（我妻徳雄議員） それでは、順次再質問させていただきます。

最初に、豊かな森林資源を生かした産業の育成に関してですけれども、数量をお聞きしました。成長量の1割に満たない分しか実質は使われていないよというお話だったというふうに思います。非常に森林に囲まれたところで1割しか使っていないというのは非常にもったいないというふうにみんな思うと思うのです。今、木材というのは、昔からそうですけれども、切って、再萌芽といいますけれども、切って萌芽更新を繰り返すわけですね、何十年スパンぐらいで。広葉樹を切って、そしてしばらくずっと30年後に一回りしてくる間に木がいつの間にか大きくなっていて、その使用がまた木材が使われているという究極のエコ資源だというふうに言われています。それをほんのちょっと前、燃料革命、石油が導入される前まで私たちはそれをずっと私たちの先人は使ってきたわけです。そのシステムが今壊れてきていてなかなか木材の利用がうまくできていないと。その結果、里山といいますか、山と里の境がなくなって、鳥獣被害であったり、いろいろなことが複合的な弊害がいっぱい出てきているというような状況になっている。これは皆さん御存じのとおりだというふうに思います。

ですから、この木材は、環境問題だけでなく産業問題でなくて、いろいろなことが関係してくる山と里の境をきちんとつくるという意味からも、何としても産業の育成を進めていく。その必要があるというふうに思うのです。先ほど部長の答弁ですと、確かに私は壇上で大規模なバイオマス発電と言いましたが、30億円かかるバイオマス発電でも何年かすれば元は取れるなというふうに試算はあるようですが、初期投資が多いというようなことも考えて、小規模なバイオマス、あるいはバイオマスボイラーでもいいのですが、いろいろなことを併用して少しずつつくって、結果として米沢市の燃料を徐々にバイオマスに転

向していくということが可能なのではないのかなというふうに思うのです。一度にやってしまうとそれは大変なのかもしれませんが、徐々に、小規模なところでもいいから、学校施設だとか、あるいは集落がまとまっているようなところに試験的に導入して進めていく。そんなことを行政主導でやってみるという価値は十分あると思うのですけれども、いかがに考えていますか。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

○山口昇一産業部長 御指摘のように、一挙に何でもかんでも整備するというのは、なかなかこれ取っつきにくい難しい問題ではあるわけでありす。ただ一方、先ほど壇上からも答弁させていただきましたが、最近時、電力供給源として民間企業がバイオマス発電所の建設についてさまざま動きが活発になってきているという背景がございますので、企業誘致の可能性については一定程度頑張らせていただく必要があろうかなというふうに思います。

ただ、御指摘のように、行政主導でといいますか公共が先頭に立ってという話になりますと、やはり公共施設へのバイオマスボイラーの導入でありますとかそういった面で、ペレットストーブの導入でありますとかそういう部分は、可能などころから計画的に少しずつ広げていくということは一つの方法論として大事なものだなというふうに理解をさせていただきます。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番（我妻徳雄議員） ぜひそんなことでバイオマスの可能性についていろいろ進めていただければなというふうに思います。

同時に、バイオマスの可能性だけでなく、森自体の可能性をどういうふうに見出していくかということだというふうに思います。例えばまきステーションですとかいろいろなことが県内でも出てきていて、それで雇用を生み出したり燃料の価値を生み出したりしているようなところも多く出てきています。まきの活用などについて、

あるいはほだ木の活用などについても、いろいろとこれから産業という面で積極的に行政が主導してやっていける部分だというふうに思います。実際にそういうふうにやりたいというところも出てきているようですから、そういった補助メニューなどについてももっともっとアンテナを高くしていただくといっぱい出てくるような気がします。木材の利用価値、国も県も。きょう申し上げませんが、ぜひそんなようなことで取り組んでいただければなというふうに考えます。この点については要望にしておきます。

そして、あともう1点、市有林の将来像の部分ですけれども、確かに一部伐期を迎えてきている部分があるのですが、これから部長答弁されたように徐々に迎えてくるわけです。計画をきちんと出して、同時に、計画を出して、せつかくの木材ですから使い方を考えなければならないわけです。使うときには搬出してこなければならない。計画を出せということ、イコール、林道の搬出路の整備なども計画的にやっていって、いつでも50年後にはきちんと、20年後にはきちんと搬出して使えるよと。間伐材も使うわけですから、搬出路の整備なども計画の中に進めながら、森林計画には入っているようですけれども、実際なかなか進んでいない状況もありますから、そういうことを今から準備をするということが大事なような気がしますけれども、その点はどのように議論を進めていくつもりでしょうか。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

○山口昇一産業部長 公共施設の新築、増改築については、これから進められる公共施設の総合管理計画の中で順番づけも見えてくると思いますので、それに沿った形で可能性を検討していくことが必要だろうというふうに思います。

それと、伐期を迎えている市有林、何年後にどの山の立木が活用できるのかというふうな部分についても調査をしながら、おっしゃられたような搬出林道関係の整備についても、その可能性と

いいですか、その準備の部分をどうすべきかということこれは検討していく必要があるというふうに考えております。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番（我妻徳雄議員） 山は一概に言ってだめなのかもしれませんけれども、1割しか使っていないというような状況だとすると、非常にもったいないというふうに思うのです。だから、もっともっと私たちは勉強して本当に使い方をきちんとすればもっともっと産業になるし、経済の効果も生まれてくると思うので、まずはやはりシンボリックな建物、米沢の木材を使った建物ですよというものをどんどんつくっていく。確かに三沢西部小学校にも内装にもいっぱい使っていただきました。けれども、言われないとわからないのね、ここに使っているよと。あちこち使っていただいて、四中にも使っていただいたというふうにお聞きをしていますけれども、地元産木材を使ったよという話をされればわかるのですが、こうやって中に入ってみないと、どこで使ったのよというのとはなかなかわからないわけです。

そこで、近くで言いますと、川西町の東沢活性化センターというのを御存じだと思うのですが、地元産木材、県の補助とか国の補助とかいっぱい入れてつくった簡単に言うと東沢地区のコミュニティセンターのようなものですよ。外から見たら一目でわかるんです。木造建築物で格好いい建物だなと。視察なんかよく来るんだと。かなり訪れてくるようです。東沢については。白鷹町にもそういう施設があって、白鷹交流センターと。ちょっとこれは白壁づくりなので木造かというのはわかりにくいかもしれませんが、ここにも結構視察が来ると。県のモデル事業で進められた事業ですからそんなふうになっていますけれども、米沢市も、市長、前から言っているんだけど、シンボリックなとか、ぜひともそういう建物を建てて米沢材をアピールしたらいいのではないかと。1割も使われていないんだと、

何とかももっともって使ってけろという意味では、公共施設にシンボルみたいなそういうのを建てなければ私はだめだと思うんです。そして米沢材をどんどんアピールすると。そういうのが必要だと思うんですが、その点、できれば市長にお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○海老名 悟議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まず、今建設中の新文化複合施設外壁、田沢のちょっと奥に入ったところの田沢の山の木ですので、それは外側から杉の木で全部外壁は覆われますので、工事が進んで外側の覆いが取れると、シンボリック出てくるというふうに思います。そして、そういうようなものをふやしていくそういう努力はしていきたいというふうに思っています。

大分前にもお話をしましたが、上郷小学校を建設するときに、三川町の東郷小学校を見に行きました。全くの木造、外壁も木造ですばらしかったので、学校建築をそういうふうにしたいと思ったのですが、上郷小学校の期成同盟会の方々とか見に行ってもらったときに、やはりコンクリートがいいと。あの時期はそうだったのですが、だんだんそうでなくてやはり外側も木材でというような啓発運動というか、よくわかってもらえるような努力もしていきたいと思います。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番（我妻徳雄議員） あのときも話したんですが、私も行ってきました。すごくいい建物で、曲がり材を使いながら柱をつくっていて、ああいうのができればいいかなというふうにかなり思っています。ぜひよろしくお願いします。

次に、除雪の話に入っていきます。

除雪関係ですけども、具体的にいろいろと早目のパトロールですか、今冬の教訓についてはお話をいただきました。まず大変だったというふうに私も認識しています。一晩にあんなに降るものものと。

1番の間口除雪の話から入りますけれども、併

用してできるのかと、機械の確保ができるのかという御心配をされているようですけれども、やり方はいろいろあると思うのです。毎回言うのですけれども、何でもかんで業者さんをお願いしなければいけないわけじゃなくて、例えば地区だとか町内会に発注をしてやる方法だとか、頭を使ってやるということが大事なような気がするんです。大型の除雪機械が行った後に、例えば町内会の誰々さんに発注して、隣近所の5軒のうち除雪機械で飛ばしてけろよと。そうすることで間口除雪というのができるとかそんな発想を持っていろいろ取り組んだらどうなんだべな。お金をかけるというあれでなくて、いろいろな発想を持ちながら、協働と公助を組み合わせたそんなことを取り組んでいけば、この間口除雪制度なんかもやれるような気がしますけれども、いかがなものですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 美唄市の例については、市域全域を対象として、そして国道及び県道に面しているという、ですから市道はいないというようなことでした。ですので、もっともう少しほかの都市の例などももう少し情報を仕入れまして、そして協働というのがやはり雪対策には必ず必要なものでありますので、それも踏まえながら検討してまいります。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番（我妻徳雄議員） 年を重ねてくればくるほど住みなれたところに住んでいたいんだね。けれども、年を重ねてくると、除雪が大変なんですよ。そして、ましてやことしみたいな大雪の年に雪を片づけるのは大変だと。そうやったら何とかならないべがと。じゃあ市内とかどこか遠くに、息子来いって言っているから、行くか。何かそういうのってかわいそうかどうか、制度としてやれないのかなと。それで調べたんです、私。どんな方法があるかなと。年とってくると、この冬さえ乗り切ればまた徳雄よと。5月からゼンマイと

って、ワラビとって、俺は住んでいたいんだと言うんだけど、この雪で大変だという家は何軒もありました。そして田沢から離れた家もありました。非常に悔しいです。雪の3カ月だけ何とかなればいいよと、そのために知恵を出してほしいと私は言っているんです。ここで知恵を出さないと。ほかのところではないんです。米沢市が率先してやれることというのはないだろうか。そういうことだと思うんですよ。優しい除雪というのは。

市長、ぜひそれを、今ここで「ほいきた」となるというふうにはならないというのは私もわかりますけれども、ぜひそれを教訓に、だから過疎対策にもなるし人口減の対策にもなると。やれるところからやってみたらいいじゃないですか。いろいろな実証実験だとか協働で草刈りもやっているところもあると。米沢市が委託して。じゃあ除雪だってできるんだべと。それを研究してみて、少しずつやる方向を考えたらどうだべな。どうですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 過去に行った市民満足度調査等においても、本市の施策について満足度が低かったり、そして重要度が高いという結果もありました。そういう点も含め、十分考えまして、雪対策については今後ともその充実に努めてまいりたいというふうに認識しております。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番(我妻徳雄議員) よろしくお願ひします。

あと、ちょっと戻りますけれども、流雪溝や融雪装置、融雪機械等の計画的な整備ということで、私、これは極端な言い方かもしれませんが、除雪費にずっとここ何年か10億円を超す額がかかってきていると。そして、その中で、少しずつでもいいからいろいろな整備事業に、お金は後で除雪費を削って、削るという言い方は適切でない、減らすような努力をやってはどうでしょうかと、それを計画的に進めてはどうですかという提案なんです。毎年10億円かかっているところを1億

円流雪溝の整備にかかって、その分除雪の例えば排雪量が減っていくようにしようとか、そういった計画をきちんとつくって進めたらどうですかというふうな提案です。いかがなものでですか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 おっしゃられたとおりだと思います。流雪溝については大変効果があるものと本当に認識しておりますし、通りが狭くても、雪を市民の方が道路のほうで除雪機が押したものを全てそちらのほうに、舘山街道なんかを見ますととてもきれいになっているということで、排雪作業の経費関係についても大いに効果があるものだというふうに思っています。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、流雪溝の整備にはさまざまな地形的条件があるということがあります。そして、何よりも、もとの水について水利権というさまざまな制約がありますが、流雪溝の整備推進、そういった必要な水利権については国も県のほうも相談に乗るというふうなことでございますので、県、国と相談をしながら、その水利権関係についてさまざま調整をして流雪溝関係の計画が進むように頑張っていきたいというふうに思っています。

○海老名 悟議長 我妻徳雄議員。

○24番(我妻徳雄議員) すぐにできないというふうなことはわかっているんです。その水利権、水利権がどうのこうのとか、いろいろな最上川の最源流ですからいろいろなことも含めて難しいと。だから、それをさっきから言っているようにきちんと計画立てることが大事だと思うんです。すぐできない部分がある。けれども、流雪溝の整備はこういうふうにして、それで水はここだと取水ができる。そして全部を捨てる再利用というんですか、雪だけ捨ててまた水だけとるとかそういうことも可能だというふうに思いますので、いろいろな水を捨てることだけでなく、再利用も含めてどういうふうにするんだという研究をしてその計画を進めていく。来年すぐ流雪溝をつくっ

てとかでなくて、何年間もかけながら計画的にきちんとすると。だって、流雪溝だもの、ずっとその水を使ったら得なんだべした、短期でなくて。そういうことをきちんとあとは計画立ててしてほしいなというふうに思いますので、ぜひ計画をつくってください、まず。そのことをお願いしたいというふうに思います。ぜひこのことについても要望しておきます。

市道除雪の単価についてですが、排雪と降雪の除雪の単価の違いについてはわかりました。わかっています。一番問題にしているのは、中山間地と市内の雪の量が全然違うわけだ。一晩にしこたま降るところと降らないところで、除雪機械も倍もあるような除雪機械でないと追いつかないという話で、大きい建設機械持ってきて、馬力もあるそういうのが山沿いの除雪機械ですよ。市内と違って。そういう中で単価がまるっきり同じで、なかなか除雪時間も多にかかるし、除雪業者の人も参ったと、かなり大変だというふうなことで、均等的に考えていくと、やはり市内で30センチしか降らないのに中山間地に行ったときに50センチもあって、そんなときもメーター同じ値段だとすると非常に御苦労されていると。そういうことを何とかならないべがなというふうな話なんですけれども、その点どう考えますか。

○海老名 悟議長 宍戸建設部長。

○宍戸義宣建設部長 中山間地、大変だと思います。雪の量も多いというのは承知しております。ただ、市街地になりますと、道幅の問題ですとか構造物の問題とか、さまざま中山間地にはない問題もあるというのが事実であります。1時間当たり重機械がどれだけ、1時間当たりに何キロできるのかというそういう標準なもので単価を定めておりますが、議員おっしゃるとおりにもう少し精査をしていきたいと思います。

○海老名 悟議長 以上で24番我妻徳雄議員の一般質問を終了いたします。

散 会

○海老名 悟議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 4時20分 散 会